

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等
に関する検討会

これまでの議論の整理

平成 2 9 年 6 月 2 7 日

目 次

第1章 検討の背景・経緯	3
第2章 ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題	4
第1節 郵便サービスの種別（第一種・第二種郵便物）	4
1 現状	4
2 課題等	6
3 議論の整理	7
第2節 政策的な低廉料金サービス（第三種・第四種郵便物）	8
1 現状	8
2 課題等	10
3 議論の整理	11
第3章 ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題	13
第1節 郵便法に定める認可・届出	13
1 現状	13
2 課題等	14
3 議論の整理	15
第2節 郵便局ネットワークの維持	16
1 現状	16
2 課題等	18
3 議論の整理	18
第4章 ユニバーサルサービスコストの算定手法	20
第1節 情報通信審議会答申（平成27年9月28日）において指摘された 郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定に係る課題	20
第2節 答申において構築された郵政事業のユニバーサルサービスコストの 算定手法の概要	20
1 ユニバーサルサービスコスト算定の基本的な考え方	20
2 算定モデルの概要	21
第3節 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定手法の検討	23
1 ユニバーサルサービスコスト算定モデル	23
2 将来予測の手法	28
3 ユニバーサルサービスコストの算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性、 主体、頻度	30
第4節 今後の取組	32

別紙	33
参考資料	44
1 開催要綱	45
2 開催実績	52

第 1 章 検討の背景・経緯

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）及び日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）が責務を負っている郵政事業のユニバーサルサービスの確保については、平成 27 年 9 月 28 日の情報通信審議会答申において中長期的に検討すべき方策が示された。

具体的には、ユニバーサルサービスコスト算定手法の検証、郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定、政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方、郵便局ネットワーク（銀行窓口・保険窓口も含む）維持に係るコスト負担の在り方が示された。

また、平成 27 年 11 月には、日本郵便の持株会社である日本郵政並びに株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式が上場されたことを受け、平成 27 年 12 月の郵政民営化委員会所見では、日本郵政グループに対しては、「行政当局においては、各社の経営努力と市場のチェック機能を信頼し、直接の関与は最小限のものとしていくことが肝要である」とされたところである。

これらを踏まえ、諸外国の状況等も参考にしつつ、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題について検討・整理するとともに、ユニバーサルサービスの経済的基盤の現状を検証するための方法の確立を目指した検討を行うことを目的として、平成 28 年 7 月 25 日より「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催するとともに、その下に、ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理などを目的として、「現状と課題等に関するワーキンググループ」（以下「現状と課題等WG」という。）を、ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討を目的として、「コストの算定手法等に関するワーキンググループ」（以下「コストWG」という。）を開催することとした。

これまで、2つのワーキンググループにおいて、日本郵便からヒアリングなどを行い、そこで示された課題を中心に議論を重ね、平成 28 年 12 月 16 日及び平成 29 年 6 月 13 日には、2つのワーキンググループから、それぞれ、これまでの検討状況、これまでの議論の整理について報告があった。

今般、2つのワーキンググループからの報告を踏まえ、郵便サービスの種別、政策的な低廉料金サービス、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に定める認可・届出、郵便局ネットワークの維持及びユニバーサルサービスコストの算定手法の検証について、それぞれの現状及び課題等を含め、これまでの議論を整理するものである。

第2章 ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題

第1節 郵便サービスの種別（第一種・第二種郵便物）

1 現状

我が国の郵便サービスは、郵便物（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物）を送達する基本的なサービスと、これに書留等の特別な取扱いを付加する特殊取扱のサービスに大別される。

郵便物の種類は、それぞれの種類の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、設けられたものである。第一種郵便物は、第二種郵便物から第四種郵便物に該当しないすべてのものであり、第二種郵便物は葉書^{はがき}、第三種郵便物は新聞・雑誌等の定期刊行物、第四種郵便物は通信教育用郵便物や盲人用点字郵便物など限定されている。なお、第三種郵便物及び第四種郵便物は政策的な低廉料金を義務づけているサービスである。

（図表1 郵便物（第一種郵便物～第四種郵便物）の種別の内容）

種別内容	大きさ（注1）		重さ（注1）	料金規制
	最大	最小		
第一種郵便物 ○筆書した書状を内容とするもの ○郵便書簡 ○第二種、第三種及び第四種に該当しないもの ※上記のうち、形状が整っていて取扱いが容易で、機械処理の可能なものは「定形郵便物」、そうでないものは「定形外郵便物」としている	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下	事前届出
第二種郵便物 ＜制度創設趣旨：無封の簡便な通信として安し、料金での利用に資するため＞ ○郵便葉書（通常葉書及び往復葉書）（注2）			—	事前届出
第三種郵便物 ＜制度創設趣旨：国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資するため＞ ○毎年4回以上発行する定期刊行物で、日本郵便株式会社の承認を受けたもの（例：日刊、週刊、旬刊又は月刊等の新聞紙又は雑誌など）			1kg以下	認可
第四種郵便物 ＜制度創設趣旨：特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものの郵送料を安くするため＞ ○通信教育 ^{※1} ○盲人用点字郵便物等 ^{※2} ○農産物種子等 ^{※3} ○学術刊行物 ^{※4} ※1 通信教育を行うための重要な手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献するもの ※2 盲人の方が知識等を得るための点字印刷物及び録音物等の郵送料を無料にすることにより、福祉の増進に貢献するもの ※3 優良な農産物種子等の頒布を容易にすることにより、農業の生産性向上に寄与するもの ※4 学術団体から発行される学術刊行物の郵送料を軽減することにより、学術研究の振興に貢献するもの			1kg以下 但し、盲人用郵便物は3kg以下	認可

（注1） 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能

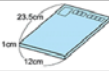
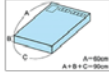
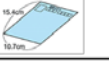
（注2） 郵便葉書の規格は約款で規定

通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下

また、諸外国では、日本のように、制度的に、封書と葉書を異なるサービスの種類として位置づけている国もあれば、葉書を封書と同種のサービスとして位置づけている国もある。

更に、我が国の郵便サービスは民営化に際して、国内の郵便小包は郵便法令上の郵便物ではなくになっているが、諸外国では小包も含め郵便サービスとして位置づけられている。

(図表2 諸外国の郵便制度比較(第一種・第二種郵便物)(※1))

重さ(グラム)	日本	アメリカ ファースト クラスメール	カナダ レターメール	イギリス セカンド クラスメール	フランス レトル・ヴェルト	ドイツ レターメール	イタリア ポスタ④		
20	定形 	書状 29.2×15.6×0.6	標準 24.5×15.6×0.5 15.8×15.8×0.5 葉書を含む	書状 24.0×16.5×0.5 葉書を含む	書状 三辺100以下 長さ60未満 厚み3以下 葉書を含む	定形 23.5×12.5×0.5	小型書状		
25						定形外(小) 23.5×12.5×1.0	23.5×12.0×0.5 葉書を含む		
50						定形外(中) 35.3×25.0×2.0	中型書状 35.3×25.0 ×2.5	大型書状 35.3×25.0 ×5.0	
99 (3.5オンス)									定形外(大) 35.3×25.0×5.0 (国際郵便のみ)
100									
368 (13オンス)	500	大型書状 38.1×30.5×1.9	27.0×38.0×2.0	大型書状 35.3×25.0×2.5	小型小包 45.0×35.0×16.0	中型小包 61.0×46.0×46.0	(3,000gまで提供)		
750	定形外 	20,000							
1,000									
2,000									
3,000									
4,000									
20,000									
料金規制	事前届出	政府規制機関による承認	政府による承認 (※2)	政府規制機関・消費者保護機関への通知 (※3)	政府規制機関への通知 (※4)	政府規制機関による承認	政府規制機関への通知		
6		葉書 15.2×10.8×0.04	— (書状に含まれる。)	— (書状に含まれる。)	— (書状に含まれる。)	葉書 23.5×12.5 (※5)	— (書状に含まれる。)		
(規定なし)									
料金規制	事前届出	政府規制機関による承認	—	—	—	政府規制機関による承認	—		

※1 大判がユニバーサルサービスの範囲
(注)ユニバーサルサービスの範囲
ア)か:USPSの提供するサービス。
カナダ:正式には決まっていないが、カナダポストサービス憲章において週5日、書状と小包の収集・配達を行うことを規定している。

※2 30g以下の標準書状。葉書が規制対象。
※3 書状全て、大型書状全て、2kgまでの中型小包が規制対象。
※4 2kgまでのものが規制対象。
※5 ドイツについては、紙の厚さが150g/m²〜500g/m²とされている。

※1 本表がユニバーサルサービスの範囲

(注) ユニバーサルサービスの範囲

アメリカ: USPSの提供するサービス。

カナダ: 正式には決まっていないが、カナダポストサービス憲章において週5日、書状と小包の収集・配達を行うことを規定している。

※2 30g以下の標準書状、葉書が規制対象。

※3 書状全て、大型書状全て、2kgまでの中型小包が規制対象。

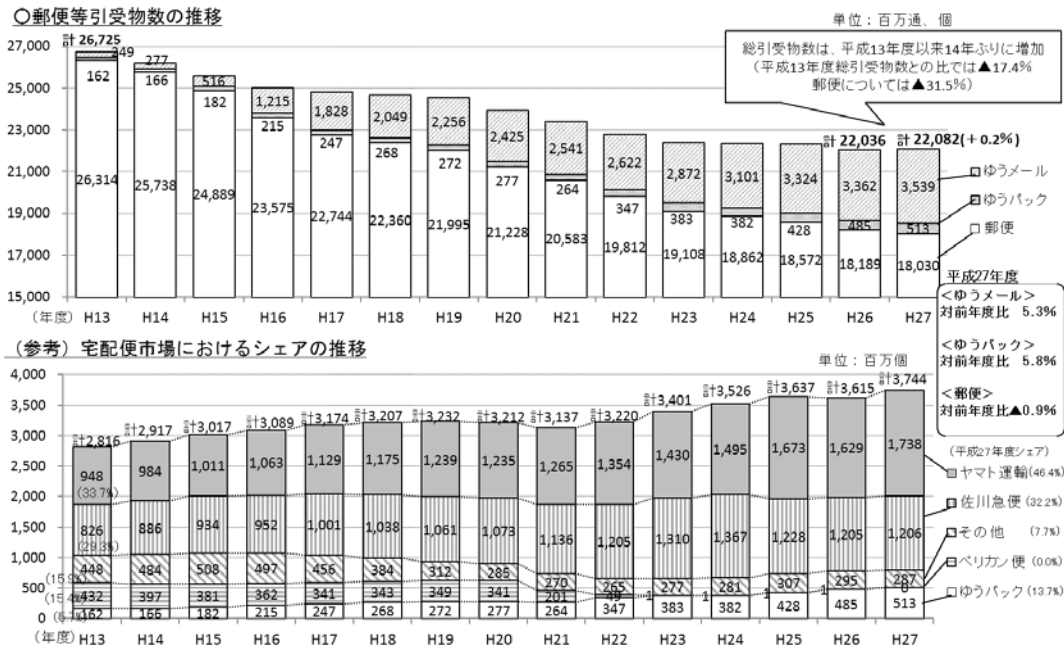
※4 2kgまでのものが規制対象。

※5 ドイツについては、紙の厚さが150g/m²～500g/m²とされている。

そして、世界的にみても、ICTの進展等により、郵便物数は減少傾向にあり、その一方で、eコマースの進展により、荷物は増加傾向にある。

我が国も郵便物数は平成13年度をピークに減少傾向にあり、その収支については、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の赤字が第一種郵便物及び特殊取扱サービスの黒字で賄われる構造となっている。

(図表3 郵便引受物数等の推移)



(図表4 郵便・物流事業の概況)

○郵便・物流事業セグメントにおける営業利益の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益 (郵便・物流事業セグメント)	448	427	▲1,034	▲223	374	94	▲103	67

※ 日本郵便(株)決算(単体)より。
平成24年度は、郵便事業(上期)と日本郵便(下期)の合算。
※ 印紙売上は、ロジスティクス事業等に係る収支が含まれており、郵便の種類別収支及び
荷物の収支の合計額とは一致しない。

○郵便の種類別収支の推移

(単位：億円)

営業利益	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
郵便物	504	589	288	678	767	374	115	123
内国郵便	437	535	172	547	614	217	▲7	6
第一種	804	688	366	548	458	273	123	119
第二種	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294
第三種	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11
特殊取扱	▲177	29	108	85	145	59	162	258
国際郵便	68	54	116	130	153	157	122	117

※ 平成24年度は、郵便事業(上期)と日本郵便(下期)の合算。

(参考) 荷物の収支の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益	▲36	▲127	▲1,185	▲774	▲416	▲332	▲208	8

※ 平成24年度は、郵便事業(上期)と日本郵便(下期)の合算。

2 課題等

現状と課題等WGにおいて、日本郵便からヒアリングしたところ(平成28年9月)、次のような課題が示された。

- ① 郵便物数が平成13年度をピークに減少している中で、局内作業の機械化、郵便・物

流ネットワーク（集配ネットワーク）の再編などの効率化を進めているが、配達箇所数が変わらず、物数の減少が、コスト減少につながらない構造である。

- ② このような状況下で、第一種郵便物については、e コマースの影響も受け、定形外郵便物が大型化し、機械処理や受箱投函が困難となっており、持ち戻り、再配達が生じるなどコスト増の要因となっている。
- ③ また、第二種郵便物については、簡便な通信手段として設けられた経緯から封書よりも安く料金が設定されているが、コスト面では封書（定形郵便物）と変わらないことに加え、郵便事業の収入が減る中で人件費単価の高騰など様々なコスト増の影響も受け、赤字が拡大している。

さらに、日本郵便から、第二種郵便物の物数は、年賀3割（大半は個人利用）、その他7割（大半が法人利用）となっており、年賀については、短期間で、平常時よりもまとまった通数の郵便物を一度に集約して配達すること等により、その他の第二種郵便物よりも取扱コストが低く、収支は黒字となっていることが示された。

これを受け、現状と課題等WGにおいて、平成28年12月には、日本郵便の経営の取組として、経営効率化による一層のコスト削減、新商品・サービス開発等による収益拡大に継続的に取り組むことが前提ではあるが、現状の収支構造を踏まえると、ユニバーサルサービスを安定的に提供する観点からも、郵便料金の見直しによる収支改善、経営基盤の強化も選択しうる方策ではないかとした上で、併せて留意すべき事項（※）についても整理した。

（※）留意すべき事項

- ・ 経営効率化や収益拡大等の継続的な取組が必要。
- ・ 料金の見直しによる郵便物の需要減を考慮。
- ・ 第二種郵便物の利用構造や収支構造にも配慮。
- ・ 大型郵便物でもコスト増となっていないものについて配慮。
- ・ 収支状況について、一層の情報開示が必要。
- ・ 手紙文化の重要性に配慮した様々な選択肢を検討。

また、日本郵便の郵便事業の収支状況について、郵便物の種類別等に応じた収支構造や相互の負担構造とユニバーサルサービスの維持・提供に係る透明性を確保する観点からも、一層の情報開示とその制度的な担保について検討が必要であると整理した。

3 議論の整理

日本郵便から、平成28年12月に第一種郵便物及び第二種郵便物の郵便料金の見直しについて、総務省に届出が行われ、平成29年6月1日より郵便料金の改定が行われた。具体的には、第二種郵便物については、通常葉書を現行52円から62円とし、年賀葉書は52円に据置きとした。また、第一種郵便物については、機械処理、郵便受箱に投函できるかどうかという観点から、規格内郵便物と規格外郵便物とに分けて、規格内郵便物は、料金を据え置くある

いは一部料金を下げる一方で、規格外郵便物は、値上げをした。

この料金の見直しについては、現状と課題等WGにおけるこれまでの議論や整理に、おおむね沿った形になっているものではあるが、一方で、平成 28 年 12 月の現状と課題等WGにおける整理の中で留意事項でも示したとおり、日本郵便に対しては、継続的な経営効率化や収益拡大等の取組を求めるとともに、料金の見直しによる今後の影響については、平成 29 年 6 月 1 日の料金改定実施以降の郵便の利用動向（葉書の利用状況、定形外郵便物の再配達等の状況など）、日本郵便の収支状況等を注視していく必要がある。また、その動向、状況次第では、郵便事業の収支改善、経営基盤の強化に向けて、さらなる方策の検討が必要となり、この場合、サービス水準や郵便料金を含めて、総合的な検討も必要ではないかといった意見があったことについては留意すべきである。

さらに、年賀葉書についても物数が減少しているが、日本郵便の収益面で重要なものであることから、今後、利用者にとってより魅力的なものとなるよう様々な取組を検討することが必要である。

なお、日本郵便の収支状況にかかる情報開示については、平成 29 年 3 月末に郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）が改正され、具体的な収支の区分が明確化され、制度的な担保が図られたが、今後もユニバーサルサービスの維持にかかる適切な情報開示を行っていくべきである。

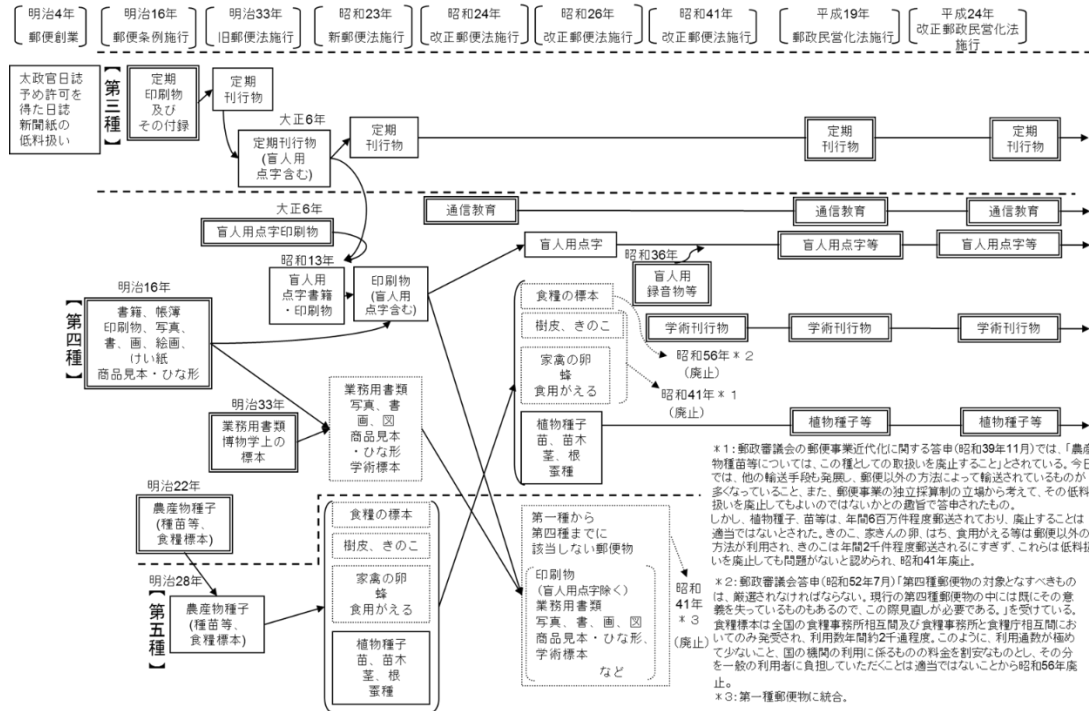
第 2 節 政策的な低廉料金サービス（第三種・第四種郵便物）

1 現状

政策的な低廉料金サービスは、郵便創業当初（明治 4 年）に新聞紙や太政官日誌（現在の官報）を低料扱いにしたことに始まったものである。第三種郵便物は明治 16 年に設けられたものであり、政治、経済、文化その他公共的な事項を報道・議論することを目的としあまねく発売されるなどの一定の条件を満たす定期刊行物について、国民文化の普及向上に貢献するものとして、郵送料金を低料とし、購読者の負担軽減を図ることを趣旨としている。一方、第四種郵便物については、ある限定された特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものとして郵送料金を低料とするもので、昭和 56 年にその対象の見直しが行われて以降は見直されていない。

なお、現在の第四種郵便物は、明治 22 年に農業の生産性向上に寄与することを目的として始まった農産種苗（昭和 23 年に蚕種が追加）、大正 6 年に盲人福祉の増進に貢献することを目的として始まった点字印刷物（昭和 36 年に盲人用録音物等が追加）、また、昭和 24 年に教育の民主化を契機として教育の普及に貢献することを目的として始まった通信教育用の郵便物、さらには、昭和 41 年に学術研究の振興に貢献することを目的として始まった学術刊行物、となっている。

(図表 5 第三種・第四種郵便物の経緯)



郵便法では、第三種・第四種郵便物は、同一重量の第一種郵便物よりも低い料金での提供を求めており、その結果、第三種・第四種郵便物の収支は構造的な赤字となっている。

また、諸外国では、定期刊行物や盲人用郵便物について、優遇している事例は見られるが、我が国の第四種郵便物のうち、通信教育、学術刊行物及び植物種子等に相当する低廉料金サービスは見られない。

(図表 6 諸外国の郵便制度比較 (第三種郵便物))

		日本	アメリカ ペリオディカル パブリケーションズ	カナダ パブリケーションズ ボード	イギリス パブリッシング ボード	フランス Presse Poste	ドイツ Postvertriebsrat	イタリア PRODOTTI EDITORIALI
第三節 制度	法律	・毎年1回以上の省令で定める回数以上、均等して定期的に発行 ・掲載事項の性質上発行の時期を不特定し得ないもの ・政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目指すし、あまねく発売	NPOや高等教育機関が発行する法律や公共政策に関するレポート等	- (法令等による定めなし)	- (法令等による定めなし)	・教育、情報等の普及に関するもの ・一般の関心にくたえるもの ・販売が起っているもの ・4か月以上の間隔をあけずに四半期1度発行 ・広告が全体の2/3以下であること	- (法令等による定めなし)	-
	政省令等	・省令で定める回数は毎年4回	-	-	-	・4か月以上の間隔をあけずに四半期1度発行されている	-	・出版社、NPOによる社会的、文化的な定期刊行物に対するサービス ・出版社の出版物の読者を増やすためのプロモーションサービス ・NPOが活動資金を得るためのプロモーションサービス ・出版物の代金を購入者が自分で支払うと可能になるサービス ・購読者に複数の出版物を一括して送るためのサービス ・本を送るためのサービス ・その他のサービス
	約款等	・全体の有価部分に占める広告の割合が100分の50以下 ・1回の発行部数が500部以上 (低料金三種郵便物) ・毎月3回以上発行する新聞紙1部等で発行人/売主はき人が受取、送付するもの ・身寄せ客が目的で発行する定期刊行物で発行人が差し出すもの(毎月3回以上発行する新聞紙/その他のもの)	・発行部数が10,000部を下回らないもの	・年2回以上の発行を行う定期的な出版物 ・会員、特約、寄贈関係組織や団体に対するもの ・お知らせや情報を含みしもの	・年2回以上発行 ・少なくとも1/3の論議に関するもの	・教育、情報等の普及に関するもの ・一般の関心にくたえるもの	-	
	料金規制	認可	割引額が法定	なし (料金は自社で設定)	なし (料金は自社で設定)	政府による承認	なし (料金は自社で設定)	政府により最大割引額を規定 (割引額の範囲内で発行政府機関間の通知は不要)

※太枠が法定のサービス
※国名の下は定期刊行物の割引サービスの名称

※法律上の根拠
アメリカ：合衆国法典第39編第36章第26条
フランス：郵便・電気通信法典「一般政令(C)」第1部第4章第4節(Article D18-D28)
イタリア：政令Decreto interministeriale 21 ottobre 2010

(図表 7 諸外国の郵便制度比較 (第四種郵便物))

		日本	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
第四種郵便物	法律	点字等 盲人用点字のみを掲げたもの、盲人用の録音物又は点字用紙で、総務省令で定められた基準に適合する施設から差し出し、宛てたもの 長さ90cm・三辺計90cm以内 重さは3kg以下	視覚障害者又は、合衆国法典において定められた基準で通常の印刷物を読むことができないと認定されている人が利用する送付物	視覚障害者のための手紙、本、テープやこれに類似するもの	視覚障害者や弱視の人が利用するユニバーサルサービスに指定されている郵便物 サービス	障害を持つ人が利用するユニバーサルサービスに指定されている郵便物 サービス	- (自社サービス)	-
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	学校等と受講者間の通信教育植物種子、苗、苗木、茎、根、枝の用に供するもの又は葉、根で繁殖の用に供するものを、内容とするもの、 学術団体が継続して年1回以上発行する学術刊行物 重さは1kg以下	(日本の左記に該当するサービスはない)					
	政省令等	点字等 録音物・点字用紙の受取を継続的に進めている施設	視覚障害者や身体障害者が筆記するための特別な点字タイプライター等	点字または類似品 一辺が1m以内かつ合計2m以内(国内) 重さは7kg以内	書籍、印刷物、手紙(フォントが16pt以上またはエンボス加工物) 触覚地図	点字で書かれたまたは印刷されたものは印刷されたもの、視覚障害者のための特別な紙の出荷	-	7kgまでの点字によるすべての郵便物
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	学術研究を主たる目的とする団体が発行する刊行物	-					
	約款等	点字等 -	読み物、楽譜、レコード、テープや音響再生のために必要な再生装置等	テープ、レコーダー、CDなど視覚障害者が利用している録音媒体、視覚障害者のための団体が利用している録音媒体、特殊な紙	音声媒体、ビデオ媒体等 視覚障害者が使用する器具(音声再生・録音器具、読み上げ機能付き書籍、新聞等)	音声等を録音した力セットテープ、USBフラッシュメモリー、CD-ROMなど 16pt以上又はそれと同等な大きさで書かれた視覚障害者又はその機関の同意で発行される作品	点字のドキュメント 音声等を録音した力セットテープ 視覚障害者の認定組織から送付される点字等のペーパー	-
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	教科用図書等は3kg以下	-					
料金規制	点字等	認可	法定	政省令等の規定	法定	法定	なし (料金は自社で設定)	法定
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	認可	-					

※ 法律上の根拠

アメリカ: 合衆国法典第39編第34章第3条

カナダ: Materials for the Use of the Blind Regulations

イギリス: 2011年郵便サービス法第31条

フランス: 郵便・電気通信法典Article L3-2

イタリア: DECRETO DEL PRESIDENTE DELLA REPUBBLICA 12 gennaio 2007, n. 18

2 課題等

現状と課題等WGにおいて、日本郵便からヒアリングしたところ(平成28年9月)、次のような課題が示された。

- ① 政策的な低廉料金サービス(第三種・第四種)については、定期刊行物の郵送購読者の負担軽減(第三種)、公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由(第三種)、また、盲人の福祉の増進(点字・特定録音物等)の観点から引き続き社会的な意義があるものもある。
- ② 一方で、教育の普及・教育教材や教授方法の多様化(通信教育用)、農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加(植物種子)、学術研究に関する議論・発表の手法の多様化(学術刊行物)といった環境変化が生じているものもある。
- ③ また、第三種・第四種郵便物とも構造的な赤字となっており、平成27年度は、第三種郵便物は67億円の赤字、第四種郵便物は11億円の赤字である。
- ④ さらに、第三種・第四種郵便物に係る承認・指定等の事務を専担で行う郵便審査事務センターを設置(正社員9名、期間雇用社員15名)するなど、承認等の条件をチェックするためのコスト負担も生じている。

これを受け、現状と課題等WGとして議論を行い、個々の制度の意義について精査することもある必要であるとの観点から、特に日本郵便から環境が変化しているのではないかと示されたもの

のを中心に、関係省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省）からヒアリングを実施した（平成 29 年 1 月。別紙参照）。

関係省からのヒアリング等において、各省からは、郵送料金を低料としている制度は、いずれも政策的に意義があるもので、紙でのやりとりの必要性やニーズ等があり必ずしも I C T で代替できるものでないこと、仮に低廉料金を見直すこととなった場合はその影響は大きく現行水準を維持すべきであることなどの意見、その一方で、郵送料金に係る予算措置等については対応が困難であることなどの意見が示された。

これらの各省の意見に対して、構成員からは、制度理念（政策目的）を実現するための低廉料金の必要性の度合いや全体利用者数などの（定量的な）数字が十分に示されていないことから、定量的な数字に基づく必要性・妥当性の説明が必要であること、各省で予算措置もせずに一民間事業者である日本郵便に負担させることはいかがなものかということ、他のメール便や I C T による代替措置を考慮した検討が必要であること、制度を存続した場合であっても日本郵便における低廉料金の見直しもありうるのではないかということなどの意見が示された。その一方で、障害者関係の郵便については、引き続き制度的な意義があるのではないかといった構成員の意見もあった。

3 議論の整理

各制度について、引き続き政策的な意義が認められるのかという点はもちろんのこと、低廉料金の必要性を理解、把握するためにも、低廉料金サービスの利用者数や低廉料金の政策目的への寄与度などが分かるような定量的なデータが必要となるが、今般の関係省のヒアリング等においては、これらの定量的なデータに基づく説明が不足しており、その妥当性を確認するまでには至らなかった。

郵便事業を取り巻く収支状況が厳しい中、日本郵便において第三種・第四種郵便物以外の郵便料金の見直しが行われたが、その一方で、赤字構造となっている低廉料金サービスについては、各制度の創設当初から環境の変化などが生じているものもあると考えられることから、当該低廉料金サービスを義務づけている政府においてそれぞれの意義や妥当性を継続的に確認していくことは有意義なことである。

今後は、今般の日本郵便や関係省からのヒアリング等を踏まえ、特に個別に議論が必要とされた制度（通信教育、植物種子等、学術刊行物）を中心に、低廉料金制度の必要性や妥当性を、定量的なデータに基づき、検討会や審議会等の場において、速やかに確認・検証することが必要である。

なお、必要性や妥当性が確認・検証できた場合であったとしても、その場での議論の経過や内容に応じて、さらには、その後も、技術の進展を含め、環境変化は常に生じうるものであることから、定期的に確認・検証していくことが必要である。

そのためにも当該政策を所管する関係省の協力が必要不可欠であり、関係省においては定量的なデータの提供、把握等にも努めていただくことを期待する。

また、各制度の定期的な確認・検証にあたっては、これまでの現状と課題等WGにおける議論も踏まえ、真に必要な範囲がどのようなものかを含めて、次の論点にも留意することが必要である（別紙参照）。

（図表 8 各制度の定期的な確認・検証の際、留意すべき論点）

	主な共通論点	主な個別論点
通信教育	・ 定量的なデータ、数字に基づく必要性・妥当性 ・ 関係省における予算措置等 ・ 他のメール便や I C T などの代替措置	電子化の阻害、制度創設当初からの利用の変化
植物種子等		農業競争力強化プログラムとの関係、農家の利用
学術刊行物		電子化の阻害、小規模学会の存続

なお、日本郵便は民営化されており、制度の趣旨に反しない範囲において、日本郵便の経営判断で低廉料金の見直しが行われることがあってもよいのではないかといった意見があったことについては留意すべきである。

第3章 ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題

第1節 郵便法に定める認可・届出

1 現状

郵便サービスは、郵便法に基づき「なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供すること」とされており、その業務は、日本郵便が行うこととされている。これを担保するために、同法においては、日本郵便に対し、郵便のユニバーサルサービスの提供方法について、必要な認可・届出などの手続を設けている。

主なものは次のとおりである。

<郵便料金>

郵便料金は、政策的な低廉料金サービスを義務づけている第三種・第四種郵便物（認可制）を除き、届出制¹となっている。一方、郵便物の中でも、特に軽量（25g以下）の郵便物が利用の大宗であり、国民生活において、基本的な通信手段として、重要な役割を果たしていることから、定形郵便物（第一種 25g以下）の料金については、上限（郵便法施行規則で82円と規定）が設けられるとともに、第二種郵便物の料金はこれより低いこととされている。

<郵便業務管理規程（郵便物の引受け、配達、送達などのサービス水準に関する規程）>

郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法（ポスト数（約18万本）の維持等）、郵便物の配達の方法（週6日、原則1日1回の配達等）、送達の方法（原則3日以内に送達等）など、ユニバーサルサービスの維持と信書の秘密を確保するために必要となる事項については、日本郵便が郵便業務管理規程において定め、総務大臣の認可を受けることとなっている。また、当該認可に際しては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっている。

<その他（約款等）>

日本郵便は、利用者に対する郵便の役務に関する具体的な提供条件（郵便料金の支払方法、郵便物の大きさ及び重量の制限など）を郵便約款において定め、総務大臣の認可を受けることとなっており、また、郵便業務の一部を委託する場合も、総務大臣の認可²を受けることとなっている。

内容証明及び特別送達のサービスについて、民営化後においても引き続き、日本郵便において取り扱うことができるようにするため、その信用力を担保する観点から、総務大臣が直接に監督する仕組みとして郵便認証司制度が設けられ、日本郵便は郵便認証司に係る任命、

¹ 国民生活や郵便事業収支の全体への影響度合いに応じて、事前届出制（30日前又は10日前）や事後届出制としている。

² 郵便物運送委託法（昭和24年法律第284号）に基づく運送業務、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和24年法律第91号）に基づく郵便切手類の販売業務等、簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）に基づく郵便窓口業務については、委託基準の認可。

兼業、懲戒、失職及び罷免について、それぞれ、総務大臣への推薦、申請又は報告が必要となっている。

2 課題等

現状と課題等WGにおいて、日本郵便からヒアリングしたところ（平成28年9月）、次のような課題が示された。

- ① 郵便料金の認可・届出に関して、試行的役務について、約款は軽微事項として認可不要とされているのに対して、料金は届出が必要とされている。
- ② 郵便業務管理規程の認可に関して、郵便業務管理規程に郵便切手等の金額の種類（料額印面）を記載することとされていることから、消費税増税対応時等における郵便切手等の料額印面を変更する際に、郵便料金の届出に加えて、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮問の手続を経る必要がある。
- ③ 郵便の業務の一部委託の認可に関して、郵便の運送業務等、別に法律で定めている場合を除き、個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて、その都度、認可申請手続が必要である。
- ④ 郵便認証司に関して、郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要となるなど、制度の運用に負荷がかかっている。

これを受け、現状と課題等WGにおいて、平成28年12月には、郵便法に基づく認可・届出等に係る日本郵便の事務的負担の軽減を図るため、次のとおり、必要な見直しの検討を行っていくべきではないかと整理した。

○試行サービスに係る料金及び郵便約款

- ・ 国民生活等への影響が小さい試行サービスの料金規制の見直し、約款認可を不要とする軽微事項の見直しを検討。
- ・ 上記以外の試行サービスの料金規制の考え方については今後検討。

○郵便業務管理規程の認可申請手続

利用者の利便確保等を前提とした、郵便切手等の料額印面に係る記載事項や認可基準の見直しを検討。

○郵便の業務の一部委託に係る手続

定型的で多数の者への委託が想定される業務を日本郵便に確認の上、基準認可の可否について今後検討。

○郵便認証司制度に係る手続等

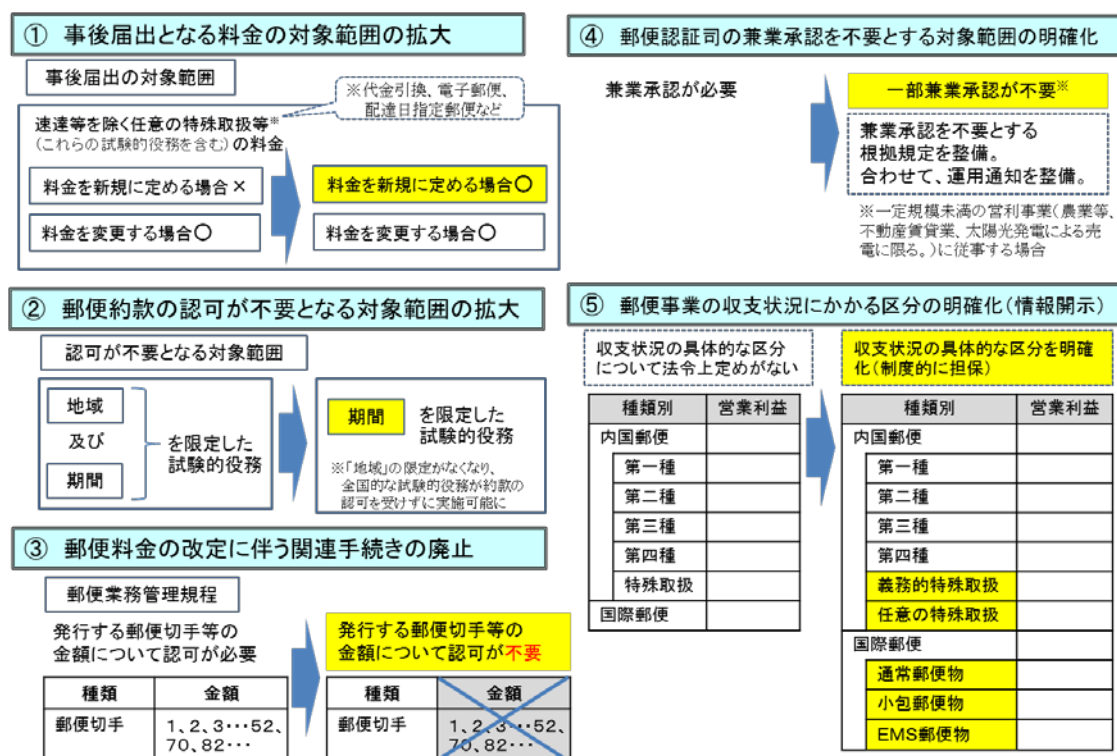
- ・ 郵便認証司の罷免等に必要な報告等の手続の見直しを検討。
- ・ 制度の在り方は、制度創設趣旨等を踏まえ、今後検討。

3 議論の整理

現状と課題等WGの整理を踏まえ、平成 29 年 3 月末に郵便法施行規則が改正されるなどにより、

- ① 試行サービスに係る料金規制及び郵便約款について、事後届出となる料金の対象範囲の拡大、郵便約款の認可が不要となる対象範囲の拡大
- ② 郵便業務管理規程について、郵便料金の改定に伴う関連手続の廃止
- ③ 郵便認証司について、兼業承認を不要とする対象範囲の明確化や報告頻度の軽減が図られることとなり、昨年 12 月の現状と課題等WGの整理として示した事項のうち、省令等により措置するものについては、必要な対応が行われたものと考えられる。

(図表 9 郵便法施行規則の改正イメージ)



今後、残された法律による措置が必要な事項についても、継続的に検討を行っていくことが必要である。

合わせて、平成 28 年 12 月の現状と課題等WGの整理として示した事項以外のものについても、今後の社会情勢の変化などに応じて、また、日本郵便の要望等も踏まえつつ、不断に見直しや緩和の検討を行っていくことが必要である。なお、「働き方改革」が実行された場合の日本郵便への影響、特にサービス水準などユニバーサルサービスの提供方法の在り方への影響とそれに応じた見直しの可能性について指摘があったことについては留意すべきである。

第2節 郵便局ネットワークの維持

1 現状

日本郵政及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークの水準を維持する責務を有する。

また、日本郵便においては、郵便局ネットワークを活用して、ゆうパック、投資信託の取扱い、学資保険の募集、証明書交付事務、郵便局のみまもりサービス等の目的達成業務を営んでいる他、会社の営業所の店頭スペース等を活用する広告業務等の目的外業務を営んでいる。

その具体的な郵便局の設置については、ユニバーサルサービスを着実に提供できるよう、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）及び同法施行規則（平成19年総務省令第37号）により、あまねく全国において利用されることを旨として、原則いずれの市区町村においても一以上の郵便局を設置することが義務づけられている。特に過疎地については、平成24年10月の改正郵政民営化法の施行の際の水準を保つことが義務づけられている。

このような制度的な背景の下、郵便局の数は、民営化後も大きな変化なく推移している³。

（図表10 郵便局数の推移）

		郵便局株式会社						日本郵便株式会社					
		H19.10.1	H20.3.末	H21.3.末	H22.3.末	H23.3.末	H24.3.末	H24.10.1	H25.3.末	H26.3.末	H27.3.末	H28.3.末	H29.1.末
営業中	直営郵便局	20,234	20,234	20,237 (3)	20,227 (▲10)	20,096 (▲131)	20,153 (57)	20,176	20,164 (11)	20,143 (▲21)	20,117 (▲26)	20,097 (▲20)	20,090
	簡易郵便局	3,882	3,859	3,939 (80)	4,053 (114)	4,041 (▲12)	4,069 (28)	4,057	4,066 (▲3)	4,081 (15)	4,065 (▲16)	4,029 (▲36)	3,989
	小計	24,116	24,093	24,176 (83)	24,280 (104)	24,137 (▲143)	24,222 (85)	24,233	24,230 (8)	24,224 (▲6)	24,182 (▲42)	24,126 (▲56)	24,079
一時閉鎖中	直営郵便局	7	9	9 (0)	9 (0)	137 (128)	64 (▲73)	64	63 (▲1)	66 (3)	70 (4)	68 (▲2)	69
	簡易郵便局	417	438	354 (▲84)	242 (▲112)	255 (13)	228 (▲27)	240	232 (4)	221 (▲11)	218 (▲3)	258 (40)	281
	小計	424	447	363 (▲84)	251 (▲112)	392 (141)	292 (▲100)	304	295 (3)	287 (▲8)	288 (1)	326 (38)	350
合計		24,540	24,540	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,470 (▲41)	24,452 (▲18)	24,429

日本郵便においては、上記法令に定める郵便局の設置基準に沿って、郵便局の設置が行われている。また、日本郵政グループの事業を支える大切なインフラである郵便局ネットワークの価値を高めることを目的として、地域の変化に対応した最適な店舗配置に取り組んでいる。具体的には、人口が増加している地域等へ新規出店を進めるとともに利用の少ない既存郵便局を他地域に再配置することにより、利便性の高い場所への店舗出店等を実施している。また、郵便局が稠密する都市部での統廃合や過疎地等におけるユニバーサルサービスを確保しつつ、需

³ 民営化時（H19年10月1日）直営郵便局：20,241局、簡易郵便局：4,299局
→H29年1月末 直営郵便局：20,159局、簡易郵便局：4,270局

要規模に応じた運営形態の見直しも実施している。

簡易郵便局については、受託者の約9割が個人によるものであり、そのほとんどの局で郵便・貯金・保険の全業務を実施している。他に、地方公共団体、農協、漁協等が受託者となっている。簡易郵便局の受託者の確保にあたっては、日本郵便において受託者の公募を実施し、周辺の郵便局や同社ホームページ上に募集地域を掲載して周知している。

(図表 11 簡易郵便局と直営郵便局の比較)

	簡易郵便局	直営郵便局
営業日時	月～金 郵便 9時～17時 貯金・保険 9時～16時 (取扱状況等により上記と異なる場合有)	月～金 郵便 9時～17時 貯金・保険 9時～16時 (規模等によって、時間外・土日祝日営業有)
取扱業務	・ 郵便、貯金、保険のうち利用が少ないもの等、一部を除いた業務 ・ ATMが設置されていない場合がほとんど	・ 郵便、貯金、保険の全業務 ・ ATMが設置されている
業務の取扱者	個人:約89% 農漁協・法人:約8% 地方公共団体:約3%	日本郵便株式会社の社員
人員配置	1人以上	2人以上
施設	受託者が確保	日本郵便株式会社が所有 又は借入により確保
その他	受託者の確保が課題(高齢化の影響による後継者不足等)	小規模直営局(旧特定局)の再編や簡易局への転換を行う場合、地域住民や関係者と調整を実施

(図表 12 簡易郵便局の委託条件・委託手数料)

1. 簡易郵便局の委託条件

- 日本郵便株式会社のHPIによると、以下の条件で簡易郵便局の受託者を募集している。
- 年齢20歳以上、65歳以下
 - 純資産が300万円以上 (※法人の場合は500万円以上)
 - 破産者でない など

2. 委託手数料

- 日本郵便株式会社から受託者へ、「基本額」、「取扱料」及び「加算額」の合計額で構成される手数料が毎月支払われている。
- 基本額:業務の取扱量にかかわらず、毎月支払われる一定の額。基本額は、委託する業務範囲により異なり、月額49,730円から279,866円。
 - 取扱料:取扱件数に応じて支払われる額。
(例 ゆうパックの引受け、定額貯金の預け入れなどの取扱件数に応じて支払われる。)
 - 加算額:取扱金額等に応じて支払われる額。
(例 定額貯金の預け入れを受け付けた場合、その預入金額に対して定められた割合で支払われる。)

2 課題等

現状と課題等WGにおいて、日本郵便からヒアリングしたところ（平成28年9月）、次のような認識が示された。

- 日本の社会において急速に進行している、少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、今後も効率的な経営に努めていくものの、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題と認識。

これを受け、現状と課題等WGにおいて、平成29年3月及び4月に議論を行ったところ、構成員からは、郵便局ネットワーク及びユニバーサルサービスの維持について、次のような意見が示された。

- 郵便局ネットワークに係る法令上の基準は、中長期的には見直しも視野に入れつつ検討していくべきではないか。
- 既存の郵便局ネットワークについて、地域と連携しながら、有効かつ積極的に活用することが必要ではないか。
- 直営郵便局、簡易郵便局にはそれぞれメリット、デメリットがあるが、簡易郵便局も郵便局ネットワークの一翼を担う存在である。簡易郵便局の受託者を安定的に確保するため、地方公共団体による受託の拡大、受託希望者と地域のニーズをマッチングする仕組み、受託者のモチベーションを上げるような仕組み等について検討していくべきではないか。
- 郵便局の機能に着目し、移動郵便局や出張サービスの活用によって、より機能的にユニバーサルサービスを維持することができるのではないか。
- 地方公共団体の事務を取り扱うことは郵便局の収益にもつながると思うので、日本郵便が積極的に地方公共団体や利用者のニーズを吸い上げていくことも必要ではないか。
- 郵便局の運営が今後立ち行かなくなる可能性がないわけではなく、日本郵便ではできない部分についてはコストをシェアすることも必要ではないか。
- 郵便局ネットワーク及びユニバーサルサービスの維持については、会社の経営努力によることが前提だが、現行水準においてはいつ限界を迎えるのか、あるいはそういった時期に置局水準やサービスレベルをどうするのかについて、想定をしておくとともに、ユニバーサルサービスの提供に係るコスト等各種データは保有しておく必要があるのではないか。

3 議論の整理

郵便局ネットワークについては、現状では、日本郵便株式会社法第6条第1項や同法施行規則第4条第1項に規定されている郵便局の設置基準に基づき、日本郵便の経営努力により維持されているところである。

現状では法令解釈上、郵便局を物理的に設置することが前提となっており、日本郵便として

も、局舎の郵便局が、郵便局ネットワークの基本であり、移動郵便局等は補完的なものであると考えているところである。したがって、当面は現行の設置基準等に基づき、引き続き郵便局ネットワークを維持していくことが必要と考えられる。

郵便局ネットワークは、郵政事業を支える大切なインフラであり、地域の生活を支えるインフラでもあることから、今後も郵便局ネットワークを維持していくために、既存の郵便局ネットワークを積極的に活用して、公益性・地域性が発揮できるよう、地方公共団体とも連携し、地方公共団体事務の取扱い、郵便局のみまもりサービス、マイナンバーカードを活用したキオスク端末の導入、などの取組を進めていくことが必要である。また、地方公共団体が事業主体となる地域振興や過疎対策に係る事業においては、郵便局も積極的に参画し、地域において重要な役割を果たしていくべきである。

また、直営郵便局とともに郵便局ネットワークの一翼を担う簡易郵便局については、受託者の確保が課題となっていることから、日本郵便において、周知活動の強化や受託条件の検討など、積極的な取組がなされることを期待する。さらに、安定的な受託者の確保に向けた1つの方策として、地方公共団体における受託の推進について、日本郵便及び総務省において今後考慮していくべきである。

一方、郵便局ネットワークを通じて提供される郵政事業のユニバーサルサービスについては、まずは、郵政民営化法第7条の2の趣旨に沿って日本郵政及び日本郵便が収益力の強化やコスト削減などの経営努力により、ユニバーサルサービス提供の責務を果たしていくことが基本であるが、将来にわたるユニバーサルサービスの安定的な確保については、日本郵政グループ等の意向を踏まえつつ、国等による支援措置の必要性などコスト負担の在り方を含め、引き続き検討を行っていくべきである。

さらに、郵便局ネットワークの維持については、中長期的な課題として、現行制度や運用等の見直しの必要性も含め、引き続き検討を行っていくべきである。

なお、引き続き検討とされた事項（将来にわたるユニバーサルサービスの安定的な確保、郵便局ネットワークの維持に関する中長期的な課題等）の検討にあたっては、日本郵便からも積極的な意見表明が行われることを期待する。

第4章 ユニバーサルサービスコストの算定手法

第1節 情報通信審議会答申（平成27年9月28日）において指摘された郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定に係る課題

情報通信審議会答申（平成27年9月28日）（以下「答申」という。）においては、ユニバーサルサービスコストの算定手法の更なる検証が求められるとともに、今後もユニバーサルサービスコストの算定を継続し、国民・利用者はもとより、関係する事業者等に対しても広く、分かりやすく説明していくことが適当であるとされた。

なお、その際には、次の観点を踏まえながら、ユニバーサルサービスコスト算定の意義、必要性及び活用可能性等を含め、ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証の中で検討していくことが必要であるとされた。

- ・ ユニバーサルサービスコストの算定に当たっては、日本郵政及び日本郵便の経営効率化やコスト削減努力等の経営努力を前提としたコストを明らかにすること。
- ・ 今回の算定モデルでは取り込めていないユニバーサルサービスの提供維持に影響を与える外部環境変化の要因（人口減少の更なる進行、超高齢化の急激な進展等）について考慮することも可能なモデルの構築を図ること。
- ・ ユニバーサルサービスコストの算定方法については、サービスレベルの変化等の具体的な施策によるコスト削減の効果を試算に反映させる等、国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の中長期的な変化を踏まえた、国民全般にとって分かりやすい説明が可能となるようにすること。
- ・ コスト算定に当たっては日本郵政及び日本郵便の決算等の実績データを用いることから、企業としての秘密保持にも配慮しつつ、当該データの整理方法についての一定のルール整備の検討等を含め、コスト算定プロセス及び算定結果の透明性を確保すること。

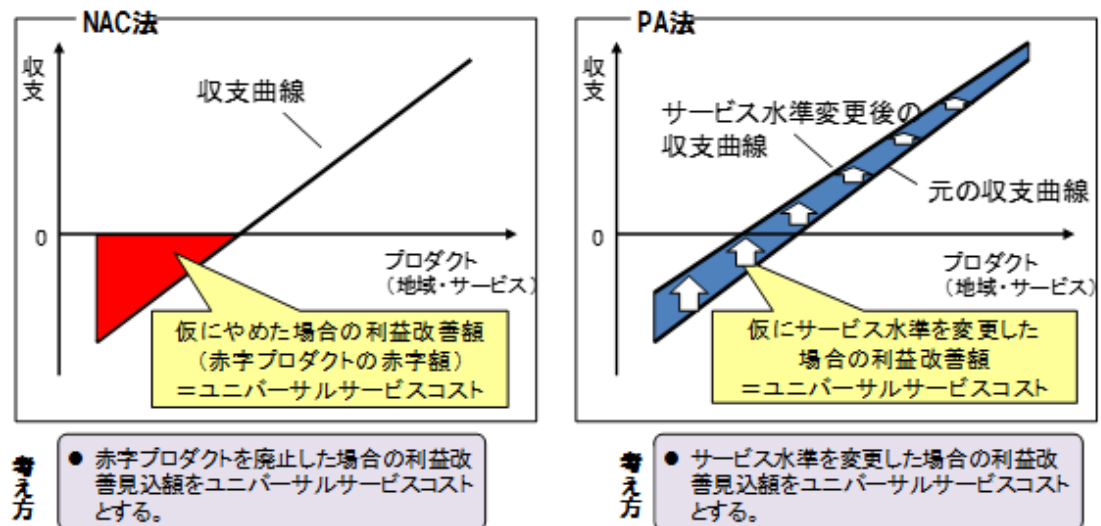
第2節 答申において構築された郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定手法の概要

1 ユニバーサルサービスコスト算定の基本的な考え方

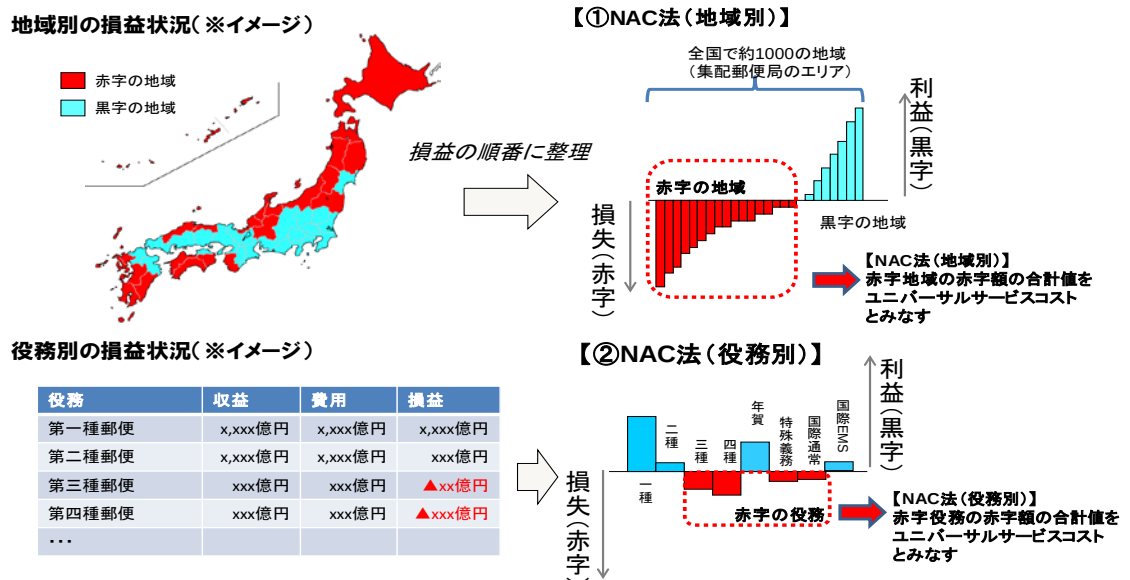
郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定においては、NAC（Net Avoidable Cost：回避可能費用）法を採用するとともに、PA（Profitability Approach：収益性アプローチ）法による算定も可能となるようなモデルが構築されている。

- ・ NAC法：仮にユニバーサルサービスの提供義務がなくなり、事業体が不採算地域・役務等のサービス提供を停止することにより、節約できる純費用（利益改善額）をユニバーサルサービスコストとする手法
- ・ PA法：仮にユニバーサルサービス義務が緩和された場合のサービス水準の変更により、利益水準がどのように変動するかを算定し、当該変動額（利益改善額）をユニバーサルサービスコストとする手法

(図表 13) ユニバーサルサービスコスト算定手法



(図表 14) NAC法による算定の考え方

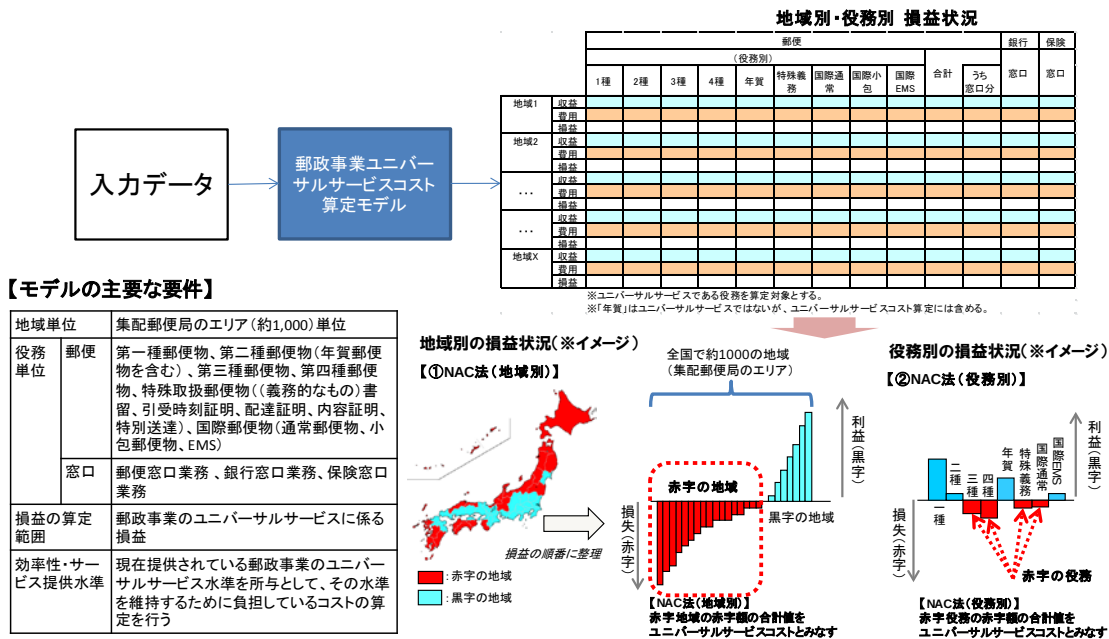


2 算定モデルの概要

(1) 算定モデルの要件

日本郵便からのデータを基に、集配郵便局のエリア(約1,000)単位で、役務別損益を算定する。役務別損益は、郵便の役務(郵便窓口業務を含む。)と郵便局窓口業務について役務別に算定する。

(図表 15) ユニバーサルサービスコスト算定モデルのイメージ



(2) 収益・費用等の算定方法の考え方

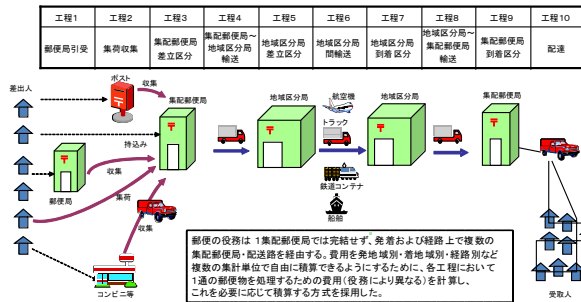
郵便の役務の収益・費用の算定は以下のとおりとなっている。

- 引受から配達までの作業工程を、①郵便局引受、②集荷収集、③集配郵便局差立区分、④集配郵便局～地域区分局輸送、⑤地域区分局差立区分、⑥地域区分局間輸送、⑦地域区分局到着区分、⑧地域区分局～集配郵便局輸送、⑨集配郵便局到着区分、⑩配達、の10工程に分割。
- 収益については、地域別・役務別の郵便物数に、役務別の1通あたりの料金収入を乗じること等により算定する。経由地域別損益を採用する場合は、役務や引受位置等の別によって算定された全国平均値による配分比率を一律に適用して各工程に配分する。
- 費用については、地域別・役務別・工程別の郵便物数に、地域別・役務別・工程別の1通あたりの費用を乗じること等により、地域別・役務別・工程別に算定する。
- 地域別損益算定方法については、①発側地域別損益、②着側地域別損益、③経由地域別損益の3種類の算定方式を実装するが、③経由地域別損益による算定方式を中心とする。

郵便局窓口業務の収益・費用は、すべて取扱局(発側地域)で発生したものとして計上する。

(図表 16) 収益・費用等の算定方法の考え方

【郵便物の流れとモデルで想定した10工程のイメージ】



【地域別の損益算定方法のイメージ】

	工程1	工程2	工程3	工程4	工程5	工程6	工程7	工程8	工程9	工程10
	郵便局引受	集荷収集	集配郵便局 差立区分	集配郵便局 差立区分	集配郵便局 差立区分	集配郵便局 差立区分	集配郵便局 差立区分	集配郵便局 差立区分	集配郵便局 差立区分	配達
実際の 収益・費用 発生	収益	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用
①発側地域 別損益	収益	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用
②着側地域 別損益									収益	費用
③経由地域 別損益	収益	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用

第3節 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定手法の検討

1 ユニバーサルサービスコスト算定モデル

(1) 全体

ア 現状等

答申において、平成27年度に公表された郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルは、郵便役務のユニバーサルサービスコストを算定する「郵便モデル」と、郵便局窓口業務（郵便・銀行・保険窓口）のユニバーサルサービスコストを算定する「郵便局窓口モデル」から構成されている。

郵便モデル、郵便局窓口モデルは、NAC法を採用するとともに、郵便モデルについては、PA法による算定も可能となるように、地域別・役務別の収益・費用・損益をボトムアップ方式で算定する方式を採用している。

イ 議論の整理

郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルについて、特に確認を要する項目とした「算定手法」「郵便・物流ネットワークの再編によるモデルへの反映方法」「コスト算定の地域単位」「収益の配分方法」の検討課題を含め、答申で示されたユニバーサルサービスコストの算定手法を検証した結果、日本郵便の経営効率化の取組を反映するために、一部改善する必要はあるものの、おおむね答申で示された手法に従って、次回の算定をすることが適当であり、したがって、答申において試算が示されたユニバーサルサービスコストは、現状における事業実態を踏まえた試算として、その傾向をみる上では、支障がないものであると考えられる。

「算定手法」「郵便・物流ネットワークの再編によるモデルへの反映方法」「コスト算定の地域単位」「収益の配分方法」の個別の検討結果は、次項以降のとおりである。

（２）算定手法

ア 現状等

郵便モデル、郵便局窓口モデルは、ＮＡＣ法を採用するとともに、郵便モデルについては、ＰＡ法による算定も可能となるように、地域別・役務別の収益・費用・損益をボトムアップ方式で算定する方式を採用している。答申では、ＮＡＣ法により赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとする考え方により試算結果を公表している。

ＮＡＣ法は、赤字の地域・役務に係る赤字総額を算定するものであり、要因の分析や改善策の検討に適している。ＰＡ法は、一定の措置を「シナリオ」とし、当該「シナリオ」が実行された場合の損益改善額を算定するものであり、サービスの内容・水準や料金の見直しといった政策的措置や経営上の措置について評価する場合に適している。

算定手法は、ユニバーサルサービスコスト算定の基本となり、ＮＡＣ法やＰＡ法など複数の手法があるが、採用手法が諸外国でも異なり、確立されたものがない。

イ 議論の整理

答申で採用した赤字地域や赤字サービスを維持するために要する費用をユニバーサルサービスコストとして算定するＮＡＣ法が国民・利用者にとって理解がしやすいことから、引き続き、郵便モデル、郵便局窓口モデルともにＮＡＣ法のボトムアップ方式を採用することが適当である。

また、郵便モデルについては、将来的には、サービス水準等の見直しの影響など、政策判断の参考材料あるいは政策判断の検証を可能とする観点から、引き続き、ＰＡ法のボトムアップ方式による算定も可能となるモデルとすることが適当である。

（３）郵便・物流ネットワークの再編によるモデルへの反映方法

ア 現状等

日本郵便においては、集配郵便局内で行っている郵便物等の区分作業を地域区分局に集中し、機械化・簡素化を進めることで、郵便・物流ネットワーク全体の生産性を向上させるとともに、今後の成長基盤の構築等に資するため、郵便・物流ネットワークの再編に取り組んでいる。

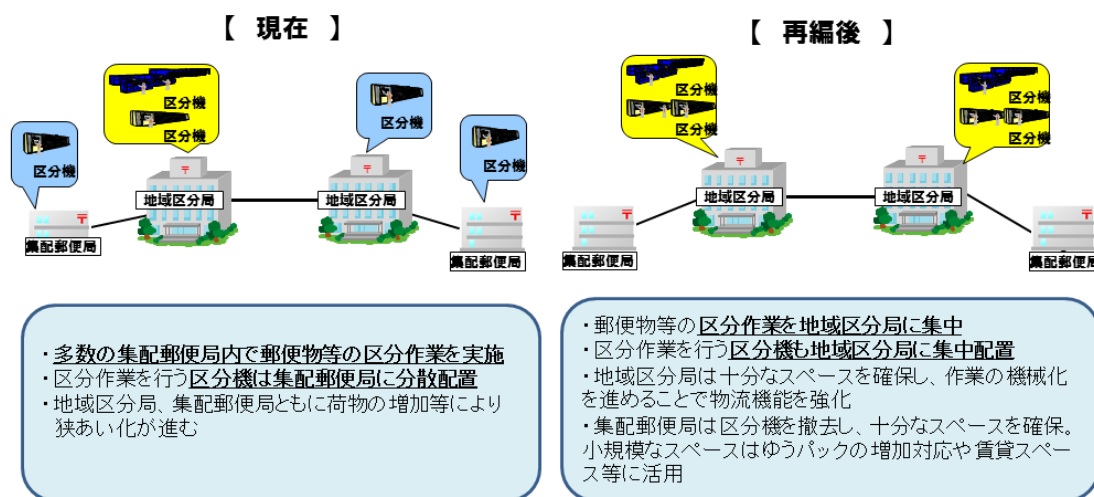
郵便モデルは、郵便・物流ネットワークの再編前のネットワーク構造に基づいて設計されており、原則として、全ての集配郵便局において区分業務を実施する想定となっている。また、区分機は必要台数を設置、建物面積は必要面積のみ、という一定の効率化の仮定を置いている。

一方で、郵便・物流ネットワークの再編は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施される予定であり、答申において、ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証の際には、「ユニバーサルサービスコストの算定に当たっては、日本郵政及び日本郵便の経営効率化やコスト削減努力等の経営努力を前提としたコストを明らかにする」観点を踏まえるこ

ととされている。

(図表 17) 日本郵便の郵便・物流ネットワークの再編

- 集配郵便局内で行っている郵便物やゆうメール等の区分作業を地域区分局に集中し、機械化・簡素化を進めることで、郵便・物流ネットワーク全体の生産性を向上させるとともに、今後の成長基盤の構築等に資する。
- 老朽・狭あい化の著しい地域区分局は、高速道路付近の新築施設に機能を移転。
- 北海道・岩手・福島・群馬・東京・新潟・静岡・岡山・広島・山口地域で、既に地域区分局が新設され、今後、神奈川・鹿児島地域で新たに地域区分局が開設予定。



イ 議論の整理

日本郵便の経営効率化の取組の中で、特に、郵便モデルに影響を及ぼす、日本郵便における郵便・物流ネットワークの再編の内容については、モデルでも採用することが適当であり、郵便・物流ネットワークの再編は平成 29 年度までの計画となっていることから、できるだけ、日本郵便の効率化の実態を反映するためには、平成 29 年度までの再編終了後の状況を踏まえたモデルとすることが適当である。

一方で、再編終了前に、算定する必要がある場合には、その再編による郵便物の流れが再編地域で一律同じように変わるものでないことから、すでに再編が終了した地域の状況を基に全体を想定したものとはせず、あくまで、再編された地域に限定したものとして反映することが望ましい。

また、答申における試算と同様、引き続き、区分機は必要台数を設置、建物面積は必要面積のみという一定の効率化の仮定を置いて算定することで、できるだけ、効率化を反映したものとすることが適当である。

(4) コスト算定の地域単位

ア 現状等

郵便モデル、郵便局窓口モデルともに、全国約 1,000 箇所の集配郵便局のエリア単位で設計されている。

郵便役務は基本的に集配郵便局エリア単位で実施されているため、郵便モデルは集配郵便局のエリア単位を採用している。また、郵便局窓口業務も集配郵便局エリア内の複数局にまたがる営業活動等があること、また郵便モデルとの算定単位の整合性を考慮し、郵便局窓口モデルも集配郵便局のエリア単位を採用している。なお、日本郵便は、郵便局単位の損益管理を実施していない。

なお、NAC法により、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとして算定する場合、地域単位の設定が必要であるが、構成員からは、地域単位の設定の仕方により、算定されるユニバーサルサービスコストが異なるとの意見があった。

また、答申（案）に対して、日本郵便から、「ユニバーサルサービスコストの算定については、郵便サービスと窓口サービスの性質が異なる点にも配慮いただくよう」との意見があった。

イ 議論の整理

郵便業務については、①集配郵便局が、当該地域で引き受けた郵便物を集約し、他地域へ配送する拠点であること、②集配郵便局が当該地域への郵便物の配達についても行っていること、といった、郵便業務の実態を反映する観点から、集配郵便局のエリア単位とすることが適当である。

これは、電気通信事業分野におけるユニバーサルサービス制度の運用に当たり、加入電話に係るコストを、加入者回線を収容しているNTT東西の局舎単位で算定していることから鑑みて、適当である。

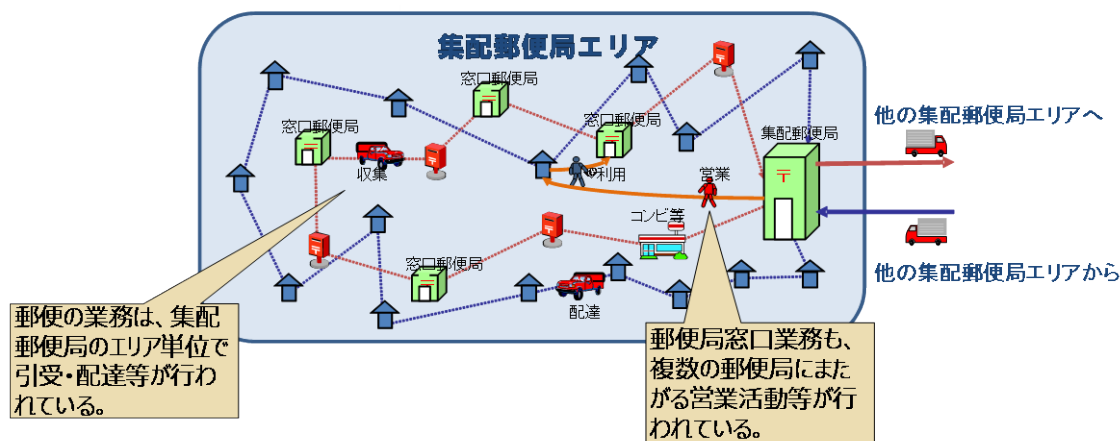
一方、郵便局窓口業務については、①窓口業務は郵便局単位で行われているが、当該地域の渉外社員は集配郵便局に駐在し、集配郵便局エリアを対象とした営業活動等を行っていること、②郵便局単位に対応した営業の地域単位がないこと、③窓口業務の収益は、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険からの業務委託手数料であるために、その収益を郵便局単位で配分するための客観的な方法がないこと、から、郵便局単位でのコスト算定をすることは、現時点では困難である。

また、集配郵便局のエリア単位で行うことで、郵便と同様の単位で評価することができるというメリットもあることから、当面は集配郵便局のエリア単位で算定を行うことが適当である。

なお、郵便局窓口業務については、将来的には、現行の集配郵便局のエリア単位よりも細かくユニバーサルサービスコストを算定する単位として、市町村単位とする方法も今後の課題として検討することが考えられる。この場合、郵便モデルとは算定単位が異なる点

については留意が必要である。

(図表 18) コスト算定モデルの地域単位



(5) 収益の配分方法

ア 現状等

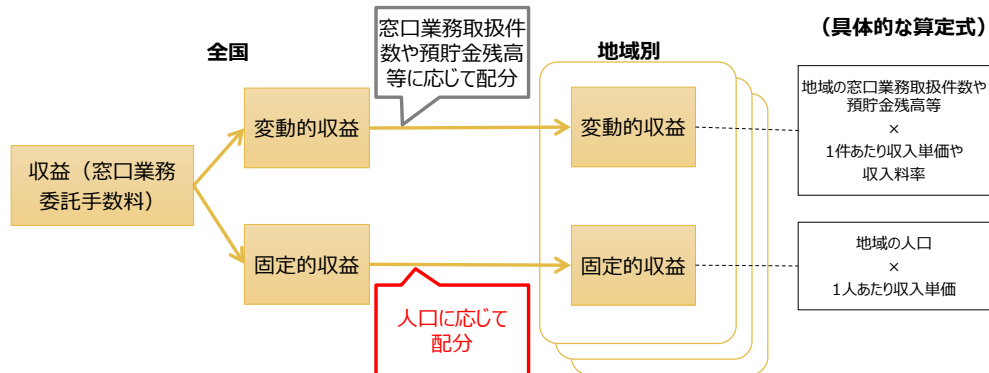
郵便モデルでは、収益が地域に直課できない場合に、収益を、経由する局ごとに、全国平均の工程別費用割合で配分している（経由地域別損益）。経由地域別に収益を一定の比率により配分する方法は、日本郵便において用いられている。

郵便局窓口モデルでは、収益（窓口業務委託手数料）は、変動的收益と固定的収益からなると仮定し、変動的收益は、預貯金残高、預貯金受払等の取扱件数、新規保険契約件数等に応じて配分し、固定的収益は、全国総額を集配郵便局エリアの人口比で配分している。

なお、NAC法により、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとして算定する場合、地域別の収益の計算も必要であり（コスト算定の地域単位と密接な関係がある）、収益については、地域に直課できない場合は、より地域の事情が反映できるような配分方法を採用することが望まれる。

(図表 19) 郵便局窓口モデルの収益の配分方法

郵便局窓口モデルにおける手数料の地域別配分



イ 議論の整理

郵便モデルについては、経由地点ごとに収益を一定の比率により配分する方法は、事業を営む日本郵便を含む運送業界において用いられていることから、考え方としては実態にも合っている。したがって、郵便モデルについては、引き続き、経由する局ごとに、全国平均の工程別費用割合で収益を配分することが適当である。

郵便局窓口モデルについては、引き続き、収益は、変動的収益と固定的収益からなると仮定した上で、変動的収益は預貯金残高、預貯金受払等の取扱件数、新規保険契約件数等で、また、固定的収益は人口比以外に適当な方法がないことから、引き続き、全国総額をコスト算定エリアの人口比で配分することが適当である。

2 将来予測の手法

(1) 現状等

郵便役務については、答申において、過去 10 年間の郵便物の利用動向を踏まえた推計値に、平成 24 年度に実施した調査研究による直近の需要動向を加味した補正を加え、平成 25 年度を起点にして、上位、中位、下位のシナリオで、平成 35 年度まで試算している。

郵便局窓口業務については、答申において、直近 5 年間の窓口業務委託手数料の推移に基づいて、平成 25 年度を起点にして、上位、中位、下位のシナリオで、平成 35 年度まで試算している。

(2) 議論の整理

郵便役務については、GDP や人口動態（人口減少の更なる進行、超高齢化の急激な進展等）と特段の相関性は見られないため、郵便物数の推移から予測することが適当である。この場合、ICT への移行の度合いのほか、特に、第二種郵便物等の料金値上げの状況を踏まえたものとするのが適当である。

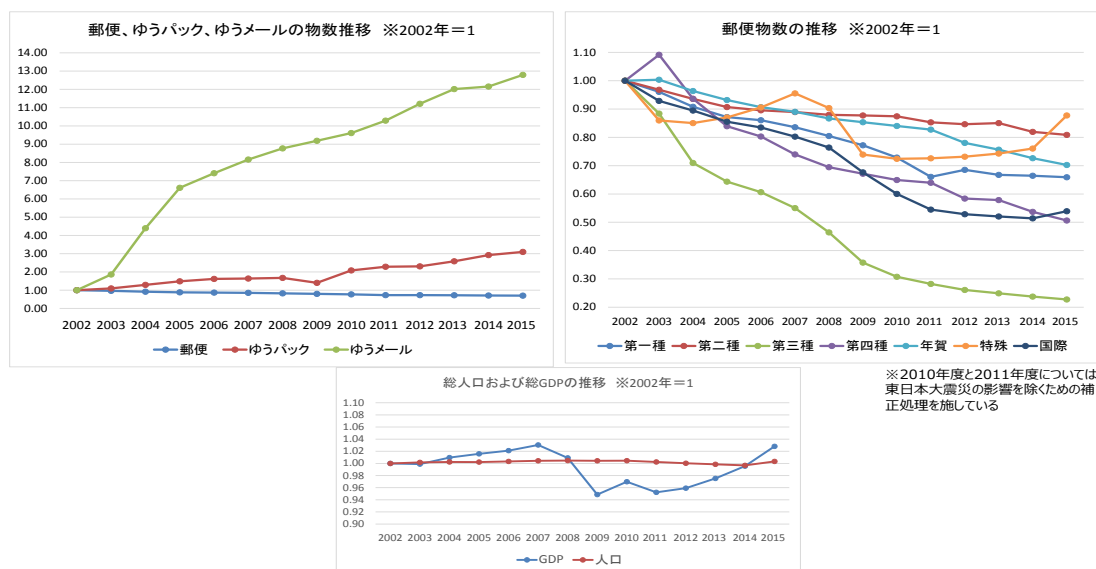
郵便局窓口業務については、他の銀行や保険会社など業界全体の動向と特段の相関性は見

られないため、窓口業務委託手数料の変化の状況を踏まえ予測することが適当である。

なお、上記の補強材料として、郵便役務や郵便局窓口業務について、本格的な需要動向調査を実施することが望ましい。

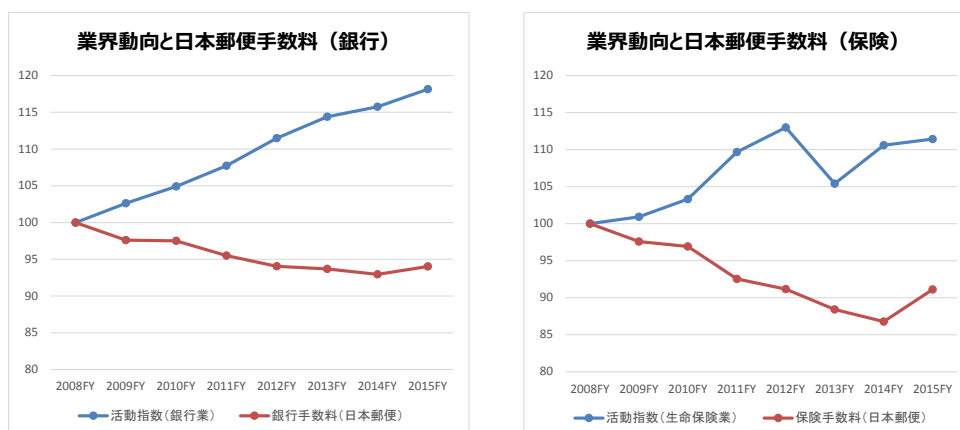
(図表 20) 郵便物等物数の推移と人口・GDPの推移

○ 郵便物等物数の推移は、人口やGDPの推移と特段の相関性は見られない。



(図表 21) 業界動向と日本郵便の手数料収入

- 日本郵便の手数料の推移を、業界の活動動向（活動指数）と比較した。
- 日本郵便の手数料の傾向は、業界全体の活動傾向とは乖離している。



※業界動向としては、経済産業省の公表している「第3次産業活動指数」を用いた。同指数は、第3次産業に属する業種の生産活動を総合的に捉えることを目的として、売上高や取扱量などの各種の指標から作成されているもの。

※活動指数、手数料ともに、2008年度を100とする指数化を行っている。

3 ユニバーサルサービスコストの算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性、主体、頻度

(1) 現状等

ユニバーサルサービスコストは、ユニバーサルサービス義務に係る負担を定量的に明らかにするものである。

諸外国では、おおむね、①規制当局が政策判断の材料すること、②ユニバーサルサービス事業者が自らの負担を明らかにして支援措置要望の材料とすること、を目的として、ユニバーサルサービスコストの算定が行われている。

また、定期的実施している国とアドホックに実施している国があり、前者は、支援措置が導入されていて、その運用のために事業者が毎年算定を行っている例が多い。

我が国では、事業者が提供するユニバーサルサービスの維持に関する大局的な判断材料を得るため、答申において、平成 25 年度のデータに基づき試算を行い、その結果を平成 27 年度に公表した。なお、事業者自らは算定していない。

ア 規制当局が算定する場合

規制当局は、ユニバーサルサービスとして提供を義務づけるサービスの具体的な内容・水準について政策判断を行い、事業者におけるサービス提供を監督する立場にある。

この立場からは、ユニバーサルサービスを確保するための政策判断や監督上の政策的措置（規制緩和、サービス内容・水準の変更、料金変更の妥当性の評価等）を行う場合には、その措置の影響について定量的に評価するためコスト算定を行う意義がある。また、直ちに政策判断や監督上の措置をとらないとしても、ユニバーサルサービスの現状について定量的に把握し国民に対して明示するために定期的にコスト算定を行うことなど、国民・利用者への情報開示の観点から行うことも考えられる。

この際、規制当局は実際に事業を行っているわけではないため、ユニバーサルサービス事業者から必要なデータの提供を受けることが不可避であるが、このデータ提供を、規制当局と事業者の協力関係によって行う場合や規制当局が事業者に義務づけることによって行う場合が考えられ、諸外国の中には、データ提供を事業者に義務づけている例もある。

なお、具体的な算定については、米国では法令により毎年の算定が義務づけられている一方、英国では規制当局がアドホックに算定している。

いずれにしても、いかなる頻度であっても、事業者からのデータ提供が必須となれば、そのデータは膨大となることから、事業者にも多大な負担が生じることになる。

イ ユニバーサルサービス事業者が算定する場合

ユニバーサルサービス事業者は、公的に義務づけられたユニバーサルサービスの提供を担う立場にある。ユニバーサルサービスの提供は、企業的経営の下で行われるものである以上、①企業的経営の下における採算性・経営上の負担を明確にすること、②利用者・株主等にその情報を開示すること、③その負担は独力で賄うことが困難である場合に一定の

支援を求めること等が考えられる。

欧州では、ユニバーサルサービス確保のための措置として、事業者や国庫からの支出によるユニバーサルサービス基金の制度を採ることがE U指令で認められており、基金の制度が運用されている国では、事業者は支援を要する金額を明らかにするためコスト算定を行っている。

この場合、支援措置が導入されている国では、毎年、事業者が算定している例が多いが、加えて、政府からの支出額を決定するために規制当局もコスト算定を行い、事業者の算定したものを審査するといったことが行われている例もある。

なお、支援措置が導入されていない場合であっても、支援措置を要望するために事業者が算定を行うことは考えられる。

(図表 22) 諸外国における郵便のユニバーサルサービスコストの算定事例

国名	目的	主体 (※)	頻度	方式	支援実績 の有無	算定額
米国	現行のユニバーサルサービスおよび独占範囲 に対して変更を加えるべきかどうかの判断材 料を提供すること	NRA	毎年	PA法	×	41.3億ドル (2014)
英国	政策判断の材料とすること	NRA	不定期	PA法	×	2億7,100万ポンド ^a (2006)
ドイツ	—	—	—	—	×	—
フランス	—	—	—	—	×	—
イタリア	政府予算からPoste Italianeに対して支出す る補てん額を決定すること	USP NRA	原則 毎年	NAC法	○ (基金・国庫補助)	2.62億ユーロ (2015)
スペイン	ユニバーサルサービスに対する補てん額を決定 すること	USP NRA	毎年	NAC法	○ (基金・国庫補助)	1.80億ユーロ (2014暫定値)
オランダ	PostNLのユニバーサルサービスの料金上限値 を決定するための材料を提供すること	USP	毎年	赤字額 (収支)	×	1.7億ユーロ (2010-2013の計; 2014以降は黒字化)
スイス	ユニバーサルサービスに対する補てんの必要 性の有無を判断するための材料とすること	USP	毎年	NAC法	×	3.92億スイフラン (2014)
ノル ウェー	ユニバーサルサービスに対する補てん額を決定 すること	USP	毎年	PA法	○ (国庫補助)	4.18億ノルネ (2015予算)
カナダ	—	—	—	—	×	—
豪州	Australian Postがユニバーサルサービス義 務により赤字を負担していることを示すこと	USP	毎年	NAC法	×	1.83億豪州ドル (2015)

※ NRA:各国規制当局 (National Regulatory Authority)、USP:ユニバーサルサービス事業者 (Universal Service Provider)
我が国においては、基金・国庫補助等の支援制度はない。

(2) 議論の整理

ア ユニバーサルサービスコストの算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性

ユニバーサルサービス提供義務に係る負担を明らかにすることは、ステークホルダー(国民・利用者・事業者の株主等)に対する説明、ユニバーサルサービス確保のために必要な政策的措置や事業者の経営努力に係る検討等に資する。

我が国では、補助金等の支援措置が予定されていないこと、郵政事業に係る制度が、諸外国や電気通信とは異なり、競争事業者の参入による、会社間の接続問題がないことなど制度や競争環境が異なることに鑑みて、当面は、ユニバーサルサービスコストを国民・利用者に明示し、郵政事業のユニバーサルサービスの実態を理解していただくことを主目的

として、ユニバーサルサービスコストの算定結果を活用することが適当である。

また、将来的に、モデルの汎用性が高まれば、政策判断の参考材料や政策判断の事後検証としての活用可能性についても検討していくことが望ましい。

イ ユニバーサルサービスコストの算定の主体

我が国では、「ア ユニバーサルサービスコストの算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性」のとおり、現在の制度及び競争環境等を踏まえると、当面は、事業者の協力を得て、規制当局がユニバーサルサービスコストの算定を行っていくことが適当である。

一方で、現に、ユニバーサルサービスを行っている事業者として、その実態を自ら算定し公表することが望ましいとの意見や規制当局が算定する場合であっても事業者から必要なデータの提供を義務づけることが望ましいとの意見があった。したがって、事業者の積極的な協力を求める必要がある。

ウ ユニバーサルサービスコストの算定の頻度

我が国では、事業者の協力を前提とし、事業者からの膨大なデータ提供が不可欠であり、そのためには、事業者にも多大な負担が生じることになる。また、膨大なデータを処理し、算定を行い、その結果の検証には多くの時間を要することになることを踏まえると、定期的な算定を行うのではなく、事業環境の変化等を踏まえた、アドホック的な算定を必要に応じて行うことが適当である。

第4節 今後の取組

検討会の議論を踏まえた改善モデルに基づく郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定については、今回は行わないが、改めて算定する際は、検討会で示した方向性を基に、検討会や審議会等第三者的な体制の場で、算定及びその算定結果の評価を行うことが適当である。

また、算定については、平成29年6月1日の第二種郵便物等の料金改定の影響、郵便・物流ネットワークの一定の再編といった事業環境の変化を反映したもので算定することが望ましいことから、平成29年度以降のデータを入手して、平成30年度以降に算定することを基本として考えることが適当である。ただし、いずれの場合も、日本郵便のデータ提供が不可欠であることから、必要な協力を求める必要がある。

別紙

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(文部科学省))

1. 制度の意義等(文部科学省)	
- 通信制高校においては、近年、勤労青年の数は減少する一方、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒への受け皿として、その重要性が高まっている。また、経済的な困難を抱える生徒を多く受け入れ、経済的格差による影響を最も受けている者に対して後期中等教育を提供するセーフティネットとしての役割を果たしている。 - 大学通信教育は、教育の機会均等の考えの下、門戸を広く開放し、学修意欲を持ちながらも地理的・時間的制約など様々な理由でその実現に困難を伴う人たちの期待に応えようとする正規の大学教育課程である。このうち放送大学は、我が国の生涯学習を支える中核的な機関としての役割を果たしている。 - 学校または一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、「認定社会通信教育」として認定を与えており(社会教育法第51条第1項)、公益性の高い学習機会を時間的及び地理的制約を受けることなく利用できるシステムとして、国民に広く普及している。 - これらの通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的意思により利用できる学習システムとして、教育の機会均等の考えの下、学位・職業資格・知識技術を得るなど、真に学修が必要な人たちのための学びのセーフティネットの役割を担うとともに、女性や社会人の学び直し、長寿社会における生きがいづくり、国民の多様な教育・学習機会の確保に貢献することで、働き方改革・一億総活躍社会・生涯学習社会の実現を担っており、制度の創設以来、一貫して社会的に重要な役割を担ってきている。 - 第四種郵便物は、これらの通信教育の普及や通信教育利用者の経済的負担を軽減し、教育の機会を一層拡大する極めて公共性の高いサービスと言える。	
2. ヒアリングにおける文部科学省の意見	
(第四種の低廉料金が電子化を阻害しているのではないかという点について/ICTでの代替可能性について) - 添削指導については、紙媒体等の郵送による添削指導が圧倒的に主流。ICT化を進めている学校もあるが、それでも生徒からの要望により手書きの部分も残っている。 - 講義型の授業の視聴にICTを使うことは増えているが、マークシート形式の課題のみではなく記述式問題を多く取り入れた添削課題をインターネット等を活用して多数の生徒に実施するためのシステム開発・維持管理には多額の経費を要し、郵送が必要なのが実態。当面、学生の学習には郵送が効果的である。インターネットを利用した添削指導も可能となる「ネット学習コース」を開設している高校もあり、こうしたことが広まれば、将来的には郵便の利用は減っていくと思うが、紙媒体に取って代わるような状況にはならないと考えられる。 - 大学通信教育のICT化の推進については、制度面の改善や、昨今の情報技術の発達もあり、多くの大学でインターネットを活用した授業などメディア授業の実施が進みつつある。一方、多様な受講者に配慮する観点、教育効果を高める観点や、著作権上の制約もあり、インターネット授業に置き換えることは困難。 - インターネット配信が利用できない学生・受講者(放送大学学生の21%。認定社会通信教育では矯正施設等からの受講もあり、また受講者の約半数が60歳以上。)が一定数存在することなどから、直ちにICTによる配信で全面的に代替することは困難。 (郵送料の負担について) - 通信制高校に通っている生徒は相対的に困難に陥っている家庭が多く、2〜3万円の負担増加はとても重い。 - 認定社会通信教育については、通信運搬費の割合が高い団体もあり、負担は決して小さいものではない。 (第四種郵便物の必要性の程度、一民間事業者負担を負わせることについて) - 第四種郵便物の廃止等により、生徒の経済的負担の増加や、セーフティネットとして重要な役割を果たしている通信制高校の運営経費の増加を招くことは適切ではない。 - 大学の通信教育を実施しているのは学生の授業料に依拠する私立大学でありながらも、通学課程よりも低廉な学費で実施する社会的要請に応えていた。また、大学通信教育のICT化の推進については、制度面の改善や、昨今の情報技術の発達もあり、多くの大学でインターネットを活用した授業などメディア授業の実施が進みつつある。 - 社会通信教育について、社会教育法の制定当初から「社会のあらゆる階層やあらゆる地域の人々に就学の機会を与える」という意義、その実現のための第四種郵便物の重要性も変わっていない。	
3. 委員のこれまでの主な意見	
- 通信教育におけるそれぞれの制度の意義も、第四種郵便物の必要性についても理解できる。 - 大学の通信教育課程について、授業料は直上げされていると思うが、その中で第四種郵便物は直上げてきておらず、今後の話として郵便料金を直上げするということも議論があるのではないか。 - 大きなICT化の流れの中で、すぐに郵便料金を上げることはできないにしても、数年かけて上げていく方法もあると思う。 - 通信教育の制度の理念を実現するための第四種郵便物の必要性の程度について教示いただきたい。高い公共性があるのであれば、一民間事業者負担を負わせていいのか疑問である。	

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(文部科学省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		文部科学省からの回答(高等学校通信教育)
第三種・第四種郵便物の利用者数	①利用可能者数(※見送例、受取例)	○ 平成28年度は、244校の通信制高校に約18万人の生徒が在籍しており、これらの高校・生徒が利用可能である。 ※ 高校通信教育では、高校から生徒への添削課題等の郵送、生徒から学校への回答の郵送、高校からの生徒への返送など、高校・生徒ともに発送側・受取側の側面がある。
	②実際の利用者数(※見送例、受取例)	○ 紙媒体等の郵送による添削指導が圧倒的に主流であるため、244校、18万人の生徒の大多数が利用している。 【平成29年1月31日 文部科学省説明資料3頁参照】
第三種・第四種郵便物の利用件数	③全体の利用件数	○ 全数調査は学校現場に膨大な作業量が発生するため困難であるが、1校、生徒1人当たりの標準的な試算は④の通り。なお、各教科・科目の添削指導回数の標準は学習指導要領に規定されているため、高校により大きく異なることはない。 【平成29年1月31日 文部科学省説明資料6頁参照】
	④1者当たりの平均利用件数 (※見送例、受取例)	○ A高校(私立・広域)では、3年間で高校側から233回、生徒側から197回であり、C高校(公立・狭域)では、4年間で高校側から265回、生徒側から193回である。 【平成29年1月31日 文部科学省説明資料6頁参照】
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	○ 高校通信教育の目的を達成するために必要となる「全体費用及び主な費用項目」の意味するところが不明であるが、卒業に必要な74単位取得のために生徒が高校に支払う主な費用は以下の通り。 ・A高校 706,000円(授業料592,000円、入学金35,000円、施設整備充実費30,000円、教科書・学習書代49,000円) ・C高校 90,800円(授業料25,900円、諸会費4,900円、教科書・学習書代60,000円)
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	○ 高校・生徒の郵送費用の合計及び、⑤で示した生徒が高校に支払う主な費用に対する割合は以下の通り。 ・A高校 6,450円、0.9%(第四種郵便物の場合) 35,260円、5%(全て普通郵便の場合) ・C高校 4,940円、5.4%(第四種郵便物の場合) 41,732円、4.6%(全て普通郵便の場合)
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	○ 国においては、国公私立問わず、高校等の授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給。
第三種・第四種郵便物制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる第三種・第四種郵便物の利用件数の減少率(※見送例、受取例)	○ 見直しの具体的な内容が明らかではないため、減少率の算定はできないが、紙媒体等の郵送による添削指導が圧倒的に主流であること、直ちに代替手段を確保することは困難であることから、郵便の利用者は減少しないものと考えられ、高校の運営経費、生徒の経済的負担が増すこととなる。
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便物の利用件数の減少率(※見送例、受取例)	○ ⑧の通り。 ※ ⑧⑨ともに、より具体的な回答が必要であれば、想定される見直しの内容についてご教示いただきたい。
代替手段	⑩第三種・第四種郵便物以外のメール便等の利用件数(※見送例のみ)	○ 添削指導に係る高校・生徒間の郵送は信書の送達に該当するため、一般的に、高校通信教育においてメール便は利用されていない。 【高校通信教育関係団体、通信制高校より聴き取り】
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※見送例のみ)	○ ⑩の通り、一般的に、高校通信教育においてメール便は利用されていない。 【高校通信教育関係団体、通信制高校より聴き取り】
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	○ 想定される料金水準の見直しの内容が不明であるが、通信制高校においては経済的な困難を抱える生徒の割合が高いことを踏まえれば、仮に第四種郵便物が値上げされ、郵送費の増額分が生徒に転嫁されることにより、生徒が高校教育を受ける機会の著しい制限につながるものとなる。また、通信制高校においては、生徒へのきめ細かな支援を行うことが求められている中、仮に学校が郵送費の増額分を引き受ける場合、多額の運営経費の増加となり、教育環境の整備等にも悪影響を及ぼすものとする。 【平成29年1月31日 文部科学省説明資料5〜7頁参照】

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(文部科学省))

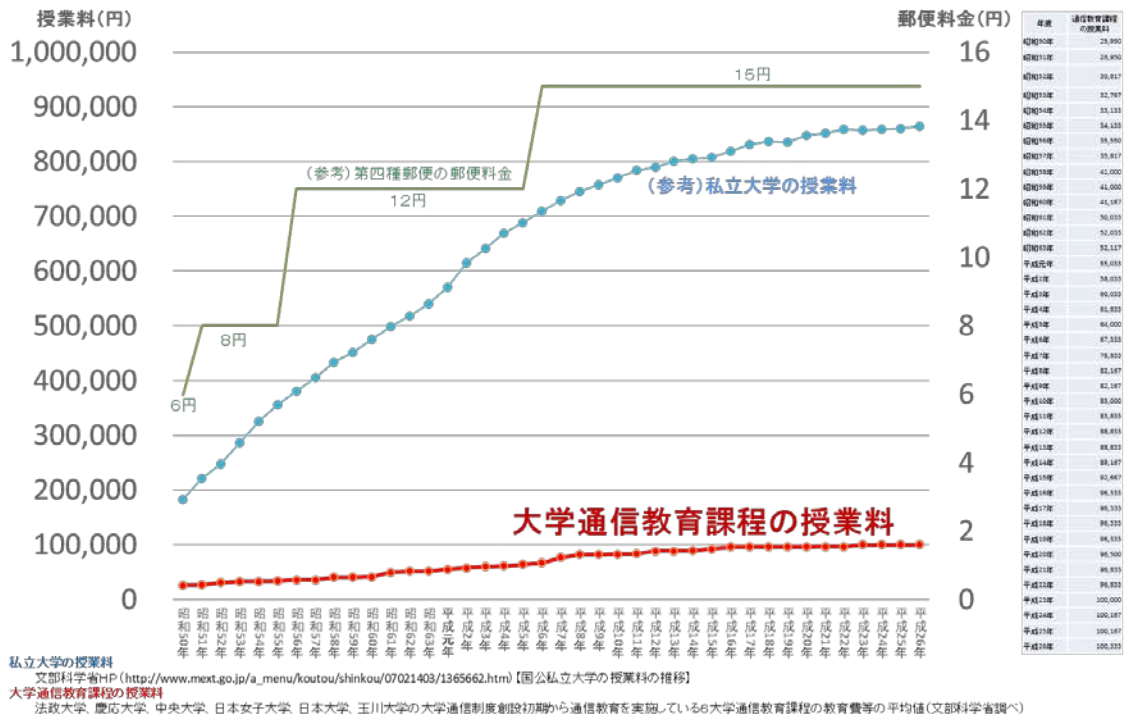
4. 利用状況等に関する現状・見直し		文部科学省からの回答(大学通信教育)
第三種・第四種郵便物の利用者数	①利用可能者数(※見込額 受取額)	○ 平成28年度は、82校の大学、大学院、短大に約24万人の学生が在籍しており、これらの大学等、学生が利用可能である。 (大学:44校、在籍学生数11,175人、大学院:27校、在籍学生数8,466人、短大:11校、在籍学生数23,020人(平成28年度))
	②実際の利用者数(※見込額 受取額)	○ 全数調査は大学の現場に膨大な作業量が発生するため困難である。
第三種・第四種郵便物の利用件数	③全体の利用件数	○ 全数調査は大学の現場に膨大な作業量が発生するため困難である。
	④1者当たりの平均利用件数(※見込額 受取額)	○ 全数調査は大学の現場に膨大な作業量が発生するため困難である。なお、1校あたりの件数の例は以下の通り。 (A大学(学生数:6,136人):大学から学生に対し約67,000件発送、学生から大学に対し約11,000件)
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	○ 大学通信教育の目的を達成するために必要となる「全体費用及び主な費用項目」の意味するところが不明であるが、卒業に必要な124単位取得のために学生が大学に支払う主な費用には以下の例がある。 法政大学:600,000円(参考・通学課程:4,304,000円) 日本大学:706,000円(参考・通学課程:4,030,000円)
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	○ 大学通信教育の目的を達成するために必要となる「全体費用及び主な費用項目」の意味するところが不明であり、そこに占める当該郵送費用等の割合を算出することは困難である。
費用に対する支援措置	⑦⑧の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	○ 日本学生支援機構による通信教育課程の学生を対象とした奨学金(但し、スクーリング受講のある者に限るものである)
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑨この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※見込額 受取額)	○ 見直しの具体的な内容が明らかではないため、減少率の算定はできないが、多様な受講者に配慮する観点、教育効果を高める観点や、著作権上の制約もあり、インターネット授業に置き換えることは困難である。見直しにあたっては、大学通信教育の果たす社会的役割を鑑み、充分な議論の上、関係者の理解を得る必要がある。
	⑩この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※見込額 受取額)	○ 見直しの具体的な内容が明らかではないため、減少率の算定はできないが、多様な受講者に配慮する観点、教育効果を高める観点や、著作権上の制約もあり、インターネット授業に置き換えることは困難である。見直しにあたっては、大学通信教育の果たす社会的役割を鑑み、充分な議論の上、関係者の理解を得る必要がある。
代替手段	⑪第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※見込額のみ)	○ 全数調査は大学の現場に膨大な作業量が発生するため困難である。
	⑫メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※見込額のみ)	○ 全数調査は大学の現場に膨大な作業量が発生するため困難である。
料金水準の見直し	⑬制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	○ 想定される料金水準の見直しの内容が不明であるが、通学課程よりも低廉な学費で女性や社会人の学位・職業資格・知識技能修得の学び直しの中核を担っていること踏まえると、仮に第四種郵便の値上げや廃止に伴う経済負担は最終的には学生の経済的負担を強いることとなり、教育・学習機会の制限につながる。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料9、12頁参照】

文部科学省提出資料

<別添> 大学通信教育の授業料の推移

✓ 大学通信教育課程の授業料は低廉に抑えられている。

※私立大学の授業料は、物価上昇等の社会情勢を鑑み各大学の判断によって下記グラフの通り上昇している。一方、大学通信教育課程においては、その社会的役割を踏まえ、授業料は低廉に抑えられている。



第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(文部科学省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		文部科学省からの回答(放送大学)
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※見込額、受取額)	○ 平成28年度第一学期は、89,218人の学生が在学しており、これらの学生が利用可能である。 ※ 放送大学では、大学から学生への教材や通信指導問題等の郵送、学生から大学へのレポートや通信指導問題の回答の郵送、大学から学生への添削結果の返送など、大学・学生ともに発送側・受取側の側面がある。
	②実際の利用者数(※見込額、受取額)	○ 教材の発送、紙媒体等による通信指導問題の回答やレポートの提出などで郵便を利用するため、大学側はもちろんのこと、大半の生徒が利用している。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料17頁参照】
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	○ 放送大学から学生へ送付する件数: 約100万件、学生から放送大学へ送付する件数: 約20万件(いずれも平成27年度実績)【平成29年1月31日 文部科学省説明資料17頁参照】
	④1者当たりの平均利用件数 (※見込額、受取額)	○ 4年で学部を卒業した場合、学生一人当たり、放送大学から学生へ送付する回数: 約60回、学生から放送大学へ送付する回数: 約30回〜170回以上である。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料17頁参照】
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	○ 放送大学設立の趣旨・目的を達成するために必要となる「全体費用及び主な費用項目」の意味するところが不明であるが、学部全課程修生の卒業までに学生が大学に支払う主な費用は以下の通り。 ・授業料1単位当たり5,500円、入学料24,000円→合計約74万円
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	○ 学生の郵送費用及び、⑥で示した学生が大学に支払う主な費用に対する郵送費の割合は以下の通り。 ・1,155円、0.2% (第四種郵便物の場合) 9,240円、1.2% (第一種郵便物の場合)
費用に対する支援措置	⑦⑧の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	○ 日本学生支援機構による通信教育課程の学生を対象とした奨学金
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑨この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※見込額、受取額)	○ 見直しの具体的な内容が明らかではないため、減少率の算定はできない。また、郵送による通信指導問題やレポートの提出が中心であり、インターネット配信が利用できない学生が20%以上存在することから、直ちに代替手段を確保することは困難。郵便の利用者は減少しないものと考えられ、放送大学の運営経費、学生の経済的負担が増すこととなる。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料17頁参照】
	⑩この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※見込額、受取額)	○ ⑨の通り。 ※ ⑨⑩ともに、より具体的な回答が必要であれば、想定される見直しの内容についてご教示いただきたい。
代替手段	⑪第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※見込額のみ)	○ 大学・学生ともに基本的には第四種郵便を利用している。ただし、大学からの発送においては、第四種郵便の規定重量を超過する場合や至急発送しなければならない場合などは他の手段が利用されている。(なお、添削指導に係る大学・学生間の郵送は信書の送達に該当するため、メール便が利用できない)
	⑫メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※見込額のみ)	○ ⑩の通り、基本的には第四種郵便を利用している。
料金水準の見直し	⑬制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	○ 放送大学は教育の機会均等の考えのもと、学位・職業資格・知識技術を得るなど、真に学修が必要な人たちのため学びのセーフティネットの役割を担うとともに、社会人の学び直しや多様な教育・学習機会の確保に貢献し、生涯学習社会の実現等を担っている。 想定される料金水準の見直しの内容が不明であるが、仮に第四種郵便が値上げされれば、その経済的負担は、終局的には学生の経済的負担を強いることになり、教育・学習機会の制限につながる。 【平成29年1月31日 文部科学省説明資料23頁参照】

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(文部科学省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		文部科学省からの回答(認定社会通信教育)
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※見込額、受取額)	○ 平成29年1月現在、25団体による計109課程が実施されている。また、受講者数は平成28年度で延べ約7.3万人が受講している。これらの団体・受講者が利用可能である。※認定社会通信教育では、通信教育事業者から受講者への添削課題等の郵送、受講者から通信教育事業者への回答の郵送、通信教育事業者から受講者への返送など、通信教育事業者・受講者ともに発送側・受取側の側面がある。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料19頁参照】
	②実際の利用者数(※見込額、受取額)	○ 教材の発送、郵送による添削指導、質疑応答などで利用するため、すべての認定社会通信教育事業者と大多数の受講者が利用している。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料21頁参照】
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	○ 各課程の内容や修業期間は様々であり、全数調査は困難であるが、受講者一人当たりの標準的な試算は平成29年1月31日 文部科学省説明資料21頁の通り。
	④1者当たりの平均利用件数(※見込額、受取額)	○ 受講者一人当たりの標準的な試算は文科省資料21頁のとおり。具体的な事例としては、課程Aでは1年間で通信教育事業者から受講者へ30回、受講者から通信教育事業者へ15回であり、課程Bでは8か月間で通信教育事業者から受講者へ9回、受講者から通信教育事業者へ8回である。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料22頁参照】
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	○ 認定社会通信教育の趣旨・目的を達成するために必要となる「全体費用及び主な費用項目」の意味するところが不明であるが、受講者が通信教育事業者に支払う受講料は以下の通り。 ・課程A: 43,200円 ・課程B: 34,560円。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料22頁参照】
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	○ 通信教育事業者・受講者の郵送費用の合計及び、⑥で示した受講者が通信教育事業者に支払う受講料に対する郵便費用の割合は以下の通り。 ・課程A 3,475円、8.0%(第四種郵便物の場合) 19,548円、45.3%(第一種郵便物の場合) ・課程B 475円、1.4%(第四種郵便物の場合) 3,100円、9.0%(第一種郵便物の場合)
費用に対する支援措置	⑦⑧の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	○ 特になし
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑨この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※見込額、受取額)	○ 見直しの具体的な内容が明らかではないため、減少率の算定はできない。また、60歳以上の受講者が半数近いこと、作品制作を課題として課す場合もあること、ICTの利用ができない矯正施設等からの課題提出ができなくなる恐れがあることから、ICTによる配信等に切り替えるなど直ちに代替手段を確保することは困難。郵便の利用者は減少しないものと考えられ、通信教育事業者の運営経費、受講者の経済的負担が増すこととなる。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料21頁参照】
	⑩この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※見込額、受取額)	○ ⑨の通り。 ※ ⑨⑩ともに、より具体的な回答が必要であれば、想定される見直しの内容についてご教示いただきたい。
代替手段	⑪第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※見込額のみ)	○ 具体的な利用者数は把握していない(教材の分量が多く、郵便等で取り扱えない場合等、宅配便で送付する場合があると聞いている。なお、添削指導に係る通信教育事業者・受講者間の郵送は信書の送達に該当するため、メール便が利用できない)
	⑫メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※見込額のみ)	○ ⑩の通り、具体的な件数は把握していない。
料金水準の見直し	⑬制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	○ 認定社会通信教育は教育の機会均等の考えのもと、学位・職業資格・知識技術を得るなど、真に学修が必要な人たちのため学びのセーフティネットの役割を担うとともに、社会人の学び直し、生涯学習社会の実現等を担っている。想定される料金水準の見直しの内容が不明であるが、仮に第四種郵便が値上げされれば、その経済的負担は、郵送費の増額分が受講者に転嫁されることにより、終局的には受講者の経済的負担を強いることになり、教育・学習機会の制限につながる。また、通信教育事業者においては、仮に通信教育事業者が郵送費の増額分を引き受ける場合、多額の運営経費の増加となり、通信教育事業等にも影響を及ぼすものとする。【平成29年1月31日 文部科学省説明資料23頁参照】

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(厚生労働省))

1. 制度の意義等(厚生労働省)	
・ 准看護師として就業しながら看護師を目指し学習することが可能である本課程は、看護師の確保という観点においても重要。【看護師】 ・ 昭和29年の制度開始時より、資格取得者への支援策とらえており、通信課程の必要性は変わっていない。【理容師・美容師】 ・ 様々な生活環境の中で国家資格を得て、新たな職業を得ようとする国民に対し、少ない負担で全国平等に教育を行うために必要。【社会保険労務士】 ・ 職業能力の向上に資する教育訓練を受講する機会を確保する上で、第四種郵便物制度重要な役割を果たしており、今日においてもその政策目的は妥当であると考え。【教育訓練給付】 ・ 一億総活躍社会の実現を図っていく中で、働きながらキャリアアップを目指す福祉・介護人材の教育機会の確保等において重要な役割を担っている。【社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事】	
2. ヒアリングにおける厚生労働省の意見	
(厚生労働省における予算措置等について) ・ 郵便物の発送に関する外部補助に対し、既存予算の確保も厳しい状況の中で、郵便制度を所管していない厚生労働省において予算措置をすることは困難。 (教育訓練給付に郵送料金を含めることについて) ・ 学校側が郵便料金も含めて受講料を設定しているとすれば理念的には郵送料金も給付の対象に含まれる。しかし、通信教育の公益性は今も昔も変わっていないこと、経費の負担が社会人の学び直しの大きな阻害要因の1つであり、そのための支援が重要であることから、制度の維持をお願いしたい。 (制度がなければ必要な者が受講できなくなるのかという点について) ・ 介護人材の確保は喫緊の問題となっている。少しでも志のある人を集めるために、介護人材の確保に資する制度は維持をお願いしたい。【社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事】 (ICT化について) ・ 入学する年齢層は毎年変わるため、インターネットを用いた教育を義務づけられず、eラーニングの普及により郵便が減るかどうかは正直わからない。【精神保健福祉士】	
3. 委員のこれまでの主な意見	
・ 通信教育利用者がどの程度いて、郵便料金をどの程度負担しているかが全く分からず、検討しようがない。 ・ 資格取得の経費に占める郵便料金の割合を知りたかった。 ・ インターネットに移行させるためにも第四種郵便物の適用範囲をどう考えるのか検討する必要がある。受講者が負担できるのであれば郵便料金を負担していただくという考え方もある。 ・ (コストに見合った価格設定について)どの程度であれば制度を維持できるのか。第四種郵便物が相当な重要度を占めているものがあればご説明いただきたい。	

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(厚生労働省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		厚生労働省からの回答
		看護師
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側 受取側)	【発送側】16校 【受取側】7,560人(総定員数)
	②実際の利用者数(※発送側 受取側)	【発送側】16校 【受取側】約5,600人(回答14校の合計)
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	約245,000件/年(回答14校の合計)
	④1者当たりの平均利用件数 (※発送側 受取側)	【発送側】約11,000件/年/校(回答14校の平均) 【受取側】約17件/年/人(回答14校の平均)
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	【全体費用】約13,500万円/年/校(回答12校の平均) 【主な費用項目】人件費、消耗品費、教材費、通信費、実習費
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	【郵送費用に占める割合】約54%(回答10校の平均) 【全体費用に占める割合】約1%(回答8校の平均)
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	・看護師等養成所運営費補助金 ・第四種郵便物
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側 受取側)	※第四種郵便物の料金が値上がりする場合 【発送側】0%(郵便を利用しないと回答した学校が0校) 【受取側】0%(9校)、不明(6校)
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側 受取側)	※第四種郵便物の料金が値上がりする場合 【発送側】0%(7校)、20%(1校)、不明(7校) 【受取側】0%(7校)、20%(1校)、不明(7校)
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数 (※発送側のみ)	12校(利用なし1校、不明2校)
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(※発送側 全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	【利用件数】約4,800件/年/校(回答13校の平均) 【利用割合】約30%(回答12校の平均)
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	○学生への負担:学費の値上げ、ICTを活用できない学生への影響 ○経営状況悪化の可能性:入学生の減少、授業料の値上げ ○通信制学習を行うこと自体への影響、学習の機会を奪う可能性

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(厚生労働省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		厚生労働省からの回答		
		社会保険労務士		教育訓練給付
		社会保険労務士試験試験科目免除指定講習	労働社会保険諸法令関係事務指定講習	
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	・全国社会保険労務士会連合会 ・対象者全員 ※2者がともに郵便の発送及び受取を行う。		【発送側】2,649(平成29年4月1日時点の通信講座数) 【受取側】44,553(平成28年3月末時点の通信講座に係る受給者数)
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	・全国社会保険労務士会連合会 ・受講者 100～150名(200科目～300科目)程度/年間	・全国社会保険労務士会連合会 ・受講者 700～2,200名程度/年間	不明
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	1講習につき4回程度	1講習につき8回程度	制度全体における利用件数は不明
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	2回程度	4回程度	(※制度全体の平均ではなく、第四種郵便を利用している講座の一例) 【発送側】95,300件、【受取側】2、3件
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	受講料1人当たり45,000円(教材作製費、添削料、面接指導実施費等)	受講料1人当たり75,600円(教材作製費、添削料、面接指導実施費等)	教育訓練の受講に必要な経費(入学科、受講料(教科書代、教材費を含む。))等
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	(第四種郵便物を使用した場合) 60円程度/0.13%程度	(第四種郵便物を使用した場合) 120円程度/0.16%程度	④の講座例における郵送経費(第四種郵便物を使用): 2,092,500円
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	—		受講者個人に対する教育訓練給付制度
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	不明		制度がどのように見直されるか及びその見直しに伴い郵送費用がどの程度上昇するかも踏まえ、各教育訓練機関が判断するものと考えられ、現時点では試算不能。ただし、郵便は教育訓練のための添削課題の提出・返却等に用いられており、訓練の質の維持のためには受講者1人あたりの、郵便の数を減少させることは難しいと考えられるが、費用負担の増加により、受講者数そのものが減少すれば、郵便の利用者数が減少する可能性がある。
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便物の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	100%		
代替手段	⑩第三種・第四種郵便物以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	該当無し		制度全体における利用件数は不明
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	該当無し		
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	料金水準の見直しにより上記講習の受講者数等にどのような影響を及ぼすかは不明であるが、第四種郵便物を利用した通信教育は、様々な生活環境の中で国家資格を得る観点から、受益者負担を軽減することは重要であると考え、本制度を利用する当事者からの意見も十分に聞きたい。ご配慮をお願いしたい。		仮に、④の講座例において、郵便物を別の代替手段で発送した場合、発送側・受取側あわせて8,728,700円の郵送費用増となる。教育訓練機関の講座運営負担が大きくなることから、当該増加郵送費が受講者負担に転嫁される可能性があり、労働者の教育訓練の受講の躊躇につながる。

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(厚生労働省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		厚生労働省からの回答		
		保育士	社会福祉士、介護福祉士、社会福祉士	精神保健福祉士
第三種・第四種郵便物の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	【発送側】養成施設(通信制)18校 【受取側】5,290人	不明	【発送側】通信制 24校38課程 【受取側】通信制 定員4,315人
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	調査中	不明	【発送側】通信制 24校38課程 【受取側】2,750名
第三種・第四種郵便物の利用件数	③全体の利用件数	調査中	不明	58,840件
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	調査中	不明	【発送側】1,548件 【受取側】21件
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	調査中	不明	【全体費用】964,965,000円 【主な費用項目】授業料、教材費など
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	調査中	不明	【郵便費用に占める割合】27% 【全体費用に占める割合】0.1%
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	調査中	不明	該当無し
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	調査中	不明	【発送側】16% 【受取側】24%
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便物の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	調査中	不明	100%
代替手段	⑩第三種・第四種郵便物以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	調査中	不明	17校29課程
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	調査中	不明	【利用件数】12,579件 【利用割合】18%
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	調査中	不明	受講料の値上げをせざるをえず、学生の負担が重くなり、将来の日本を背負う福祉人材の育成に影響が出てくる可能性がある。

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(厚生労働省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		厚生労働省からの回答	
		製菓衛生師	理容師・美容師
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	【発送側】34校(平成28年度) 【受取側】1,648人(平成28年度)	【発送側】1施設:公益社団法人日本理容美容教育センター(※各養成施設の受託により実施) 【受取側】54,670人(定員ベース:平成28年4月1日時点)
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	【発送側】11校(平成28年度) 【受取側】442人(平成28年度)	【発送側】1施設:公益社団法人日本理容美容教育センター 【受取側】21,100人(平成27年度)
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	2,720件(平成28年度)	722,179件(平成27年度)
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	【発送側】180.45件(平成28年度) 【受取側】0.44件(平成28年度)	【発送側】約20件(平成27年度) 【受取側】約14件(平成27年度)
政策目的の実現にかかる費用	⑥政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	【全体費用】23,839,413円 (費用を算出できた養成施設の平均) 【主な費用項目】 教材費、郵送費、講師の件数費、施設維持管理費	【全体費用】 全体費用は郵送費だけではなく、養成施設への入学金や授業料・実習費なども含んでおり、当該費用は各養成施設によって異なるため算出は困難 【主な費用項目】 郵送費、入学金、授業料、実習費等
	⑦郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	【郵送費用に占める割合】約22% 【全体費用に占める割合】約0.5%	【郵送費用に占める割合】【全体費用に占める割合】 全体費用の算出が困難なため、全体費用に占める当該郵送費用の割合を算出することは困難
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	該当無し	該当無し
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	減少率を算出することは困難だが、制度の廃止や費用負担増を懸念する声が挙げられた。	制度がどのように見直されるか及びその見直しに伴い郵送費用がどの程度上昇するかを踏まえ、教育センターや受講者が判断するものと考えられ、現時点では試算が困難
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)		
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	4項において、244人に対して利用(平成28年度)	該当無し
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	【利用件数】1,561件(平成28年度) 【利用割合】約44%(平成28年度)	該当無し
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	費用負担増により、養成施設・生徒双方の費用負担が増加するため入学者が減少するなどの影響が予想される。また、代替手段であるオンラインシステム等を導入している養成施設も少なく、養成施設側に新たな負担を強いる可能性も考えられる。	料金水準の見直しにより利用者の負担が大きくなる場合は、受講希望者の減少につながる事が考えられる

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(厚生労働省))

4. 利用状況等に関する現状・見直し		厚生労働省からの回答	
		介護員、介護支援専門員 ※5/16現在の調査結果であり、集計継続中	
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	【発送側】268機関 【受取側】29,585人	
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	【発送側】36機関 【受取側】3,973人	
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	15,246件	
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	【発送側】424件 【受取側】3.8件	
政策目的の実現にかかる費用	⑥政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	【全体費用】5,425千円(回答のあった268機関の平均) 【主な費用項目】研修の実施に必要な経費	
	⑦郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	【郵送費用に占める割合】5.3% 【全体費用に占める割合】0.1%	
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	医療介護総合確保基金において受講料や研修実施経費を支援	
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	制度がどのように見直されるか及びその見直しに伴い郵送費用がどの程度上昇するかを踏まえ、各研修実施機関が判断するものと考えられ、現時点では試算が困難。	
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	不明	
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	7,916人	
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	【利用件数】17,132件 【利用割合】52.9%	
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	研修実施機関または受講者の負担が増える場合は、受講者の減少につながる事が考えられる。	

第三種・第四種郵便物に関する利用状況等に関する現状・見通し(通信教育(国土交通省))

利用状況等に関する現状・見通し		国土交通省からの回答	
		宅地建物取引士(※数字はいずれも平成27年度実績)	海技士
第三種・第四種郵便物の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	発送側:22機関(※登録講習機関及び登録実務講習機関の延べ数) 受取側:49,408人(※全機関における受講申請者数の合計)	【発送側】1機関 【受取側】274人
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	発送側:1機関 受取側:0人	【発送側】1機関 【受取側】274人
第三種・第四種郵便物の利用件数	③全体の利用件数	1,296件(※第四種郵便物を利用した機関における受講申請者数)	6,113件
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	発送側:58.9件 受取側:0件	15.5件
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	N/A	海事教育通信コース(一級、二級) 45,200円/1人(入学科、授業料) 海事教育通信コース(三級) 39,020円/1人(入学科、授業料)
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	N/A	郵送料 1,370円/1人 海事教育通信コース(一級、二級) 3% 海事教育通信コース(三級) 3%
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)		
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	N/A	算定できない
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	発送側:100% 受取側:ー	算定できない
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	21機関	0
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	利用件数:48,112(※第四種郵便物を利用しなかった機関における受講申請者数の合計) 利用割合:97.3%	0
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	第四種郵便の利用割合は2.7%であるため、講習制度全体に影響を及ぼすものではないと考える。	料金水準の見直しが行われた場合の影響について、考えをお示しすることは困難です。

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(農産種苗)

1. 制度の意義等(農林水産省)
- 種子は、常温で長期間保管すると発芽等で品質が劣化するため、農家は作期毎に種子を入手する必要がある。 - 第四種郵便は、大半の農家が利用しており、仮に、植物種子が第四種から除外された場合、現在の種苗費に増額分の輸送費が加算され、農業生産コストの増加に繋がる。 - 中山間地においては、農家は種苗店での種苗の入手が困難であることから第四種郵便による種苗の郵送の効果は計り知れない。 - TPPを受け、農業所得を増大させるため、農業生産資材の低コスト化が強く求められている。 - 第四種郵便は、宅配便等と比べて非常に安く料金設定されているため農業生産を行うにあたって不可欠な種苗の入手にあたり、全国の農家(約200万戸)のうち大半で利用されていると考えられ、制度の維持についてのニーズは高い。
2. ヒアリングにおける農林水産省の主な意見
(「農業競争力強化プログラム」と第四種の低廉料金との関係について) - 種苗の送料は農家が負担しており、資材のコストとして認識していることから、資材コストを1円でも安くという「農業競争力強化プログラム」の趣旨から外れないと思う。 - 種苗費の割合は野菜作の中では7%とそれほど大きい割合ではないが、資材は1円でも安くということがプログラムの趣旨と考えている。 (料金を見直すこととなった場合の影響について) - 資材価格を1円でも安くし、農産物を1円でも高く売ることが目標。第四種郵便物の制度を維持していただきたい。 (第四種郵便物の農産種苗の利用の大半が特定の2者しかないことについて) (これら2社は日本の種苗会社の最大手の2社と想定されるが、)第四種郵便物を利用する種苗の送料は、そのほとんどが種苗会社(販売者)ではなく種苗購入者、つまり全国の農家が負担しているものであり、幅広く農業者に利用されていることから、特定の者のみが行っているとの指摘は当たらない。
3. 委員のこれまでの主な意見
- 種苗や農業設備の引き下げであれば分かるが、郵送料の引き下げは民間活力の活性化につながっていないと思う。 - 郵送料が負担になっているのかももう少し説明をしていただきたい。 - 全体の農家数よりも、第四種郵便物を利用している戸数がこの制度が必要かどうか判断する重要な数字だと思う。 - 農林水産省としてこの政策を推進するために、郵送料を補助してもいいのではないかな。

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(農産種苗)

4. 利用状況等に関する現状・見直し		農林水産省からの回答
第三種・第四種郵便物の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	【発送側】種苗販売店1,700店程度 【受取側】全国の農家数約200万戸
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	全国の農家への調査は対象数が膨大であり、把握は困難
第三種・第四種郵便物の利用件数	③全体の利用件数	180件170万通
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	全国の農家への調査は対象数が膨大であり、把握は困難
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	・農業経営費(農業生産コスト): 約450万円(1経営体当たり年間) ・主な費用項目: 種苗・肥料・農薬・農器具等の資材費、光熱費等
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	(参考)不明。最大で32万円、7%(種苗費の割合の高い野菜作。1経営体当たり年間。)
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月農林水産省・地域の活力創造本部決定)が策定され、農業資材価格の引き下げに向けた取り組みの強化が必要とされた。また、現在、審議中の農業競争力強化支援法においても、それぞれのセクターで生産資材費低減の取り組みを行うこととされている。
	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	種子は営農継続に欠かせない資材であり、営農を継続する限りは減少しないと見込まれるが、コストが増大すれば離農される懸念。
代替手段	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	種子は営農継続に欠かせない資材であり、営農を継続する限りは減少しないと見込まれるが、コストが増大すれば離農される懸念。
	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	基本的には利用していない(種苗業者はメール便について、配達の実確性という観点から懸念があること。)
料金水準の見直し	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	基本的には利用していない(種苗業者はメール便について、配達の実確性という観点から懸念があること。)
	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	考えを示すことは困難
その他	⑬中山間以外の地域における農家の割合	6割(耕地面積の割合では4割)
	⑭農協を通じて農産種苗を購入している農家の割合	統計等のデータはなく、把握は困難
	⑮第四種郵便を利用している「農家」の戸数(家庭菜園などの個人利用を除いた数)	全国の農家への調査は対象数が膨大であり、把握は困難 (種苗会社への聞き取りによれば、反復利用者の割合は8割程度あり、利用者は農家が主体)
	⑯平成16年の「郵政民営化に関する有識者会議」において、御省は「(第四種について)廃止やむなし」としていたが、今回「維持すべき」としていることについて、平成16年から具体的にどのような状況変化があったのか。	「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月農林水産省・地域の活力創造本部決定)が策定され、農業資材価格の引き下げに向けた取り組みの強化が必要とされた。また、現在、審議中の農業競争力強化支援法においても、それぞれのセクターで生産資材費低減の取り組みを行うこととされている。

第三種・第四種郵便物に関する利用状況等に関する現状・見直し(養蚕)

利用状況等に関する現状・見直し		農林水産省からの回答
第三種・第四種郵便物の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	【発送側】蚕種製造業者4社 【受取側】養蚕農家等約700名
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	【発送側】蚕種製造業者3社 【受取側】養蚕農家等約420名
第三種・第四種郵便物の利用件数	③全体の利用件数	約1,200件
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	【発送側】約400回 【受取側】約2.9回
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	・農業経営費(農業生産コスト): 約180万円(1経営体当たり年間) ・主な費用項目: 蚕種・肥料・農薬・農機具等の資材費、光熱費等
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	⑤における農業経営費のうち、蚕種代は約5.3万円。この中には輸送費が含まれているが詳細は不明。
費用に対する支援措置	⑦⑥の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月農林水産省・地域の活力創造本部決定)が策定され、農業資材価格の引き下げに向けた取り組みの強化が必要とされた。また、今後成立した農業競争力強化支援法においても、それぞれのセクターで生産資材費低減の取り組みを行うこととされている。
	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	蚕種は養蚕継続に欠かせない資材であり、発送側、受取側とも継続して利用すると見込まれるが、見直しの内容によっては利用者数の減少の可能性。
代替手段	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	蚕種は養蚕継続に欠かせない資材であり、発送側、受取側とも継続して利用すると見込まれるが、見直しの内容によっては利用件数の減少の可能性。
	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	2社
料金水準の見直し	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	利用件数: 約720件、利用割合: 約38%
	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	蚕種製造業者は、それぞれの養蚕農家の飼育開始日に合わせて孵化するよう蚕種を管理しており、その供給にあたっては少量小口での送付となる。このため、第四種郵便物の料金水準が現在より高く設定された場合、物財費の増加につながり、養蚕業の生産性が低下することが懸念される。

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(学術刊行物)

1. 制度の意義等(文部科学省)	
- 学会が学術刊行物を通じて行う学術情報の流通は、我が国の学術研究を推進するうえで不可欠な取組である。 - 文部科学省においては、電子化による刊行物の流通促進を支援しているが、過半の刊行物は、研究上の必要性等から紙媒体による刊行を継続している。このため、第4種郵便は学術の振興において、今なお、重要な方策となっている。 - したがって、第4種郵便の見直しは、我が国の学会の経営基盤が脆弱な中で費用増加を招くこととなり、学術刊行物の流通に影響を与えることとなる。 - また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)では、「特別送達等の公共性の高いサービスについても提供義務を課す」ことが位置付けられている中で、民営化後も社会貢献等の一環として、引き続き学術刊行物の第4種郵便への指定が継続され定着してきたと承知しており、今後も、学術研究の振興に資する第4種郵便(学術刊行物)を継続的に実施していただきたい。	
2. ヒアリングにおける文部科学省の主な意見	
(文部科学省における予算措置等について) - 国が直接、運営経費に手をさしのべるわけにはいかない。事業ベースでの支援が適切と考えている。 - 一民間事業者負担にさせるべきでない点は、総論では否定するものではないが、学術研究そのものに着目した場合には社会性、公共性の観点で、郵政事業そのものが公共的サービスの側面があることから、社会全体で学術研究を支える活動について、社会的な貢献の枠組みの中で支援をお願いしたい。 (第四種の低廉料金が電子化を阻害しているのではという点について) - 画像を紙媒体で参照したいとの要望等があり、また、経費や技術の問題がある。 - 紙での刊行は約58%、紙、電子両方の発行でも約38%であり、紙によるやりとりを期待している部分もあると思う。直ちに電子化できる状況にはない。 - 電子化は当然推進する。その上で多様な需要に応える中で、流通手段の1つとして、依然紙媒体の目的が変わるものではないと整理させていただきたい。 - 第四種郵便物の利用が縮小しているものの、まだある一定の需要があることから、学術活動を支える社会的な取組の一環として引き続き支援していただきたい。	
3. 委員のこれまでの主な意見	
- 低廉な料金が(学術刊行物の)電子化を阻害している。 - 画像を自分のプリンタで打ち出せば済む話であり、電子化の取組を強化していくのが学会の存続のためにいいのではないかと考えた。 - 学会の会費で学術刊行物を賄っているが、印刷代がほとんどを占めている。郵送料は少額。学会が刊行回数を減らすのは、印刷代の負担増や投稿数が減っていることが要因であり、郵送料の問題ではないと考えている。 - メール便は相対で非常に安く提供しているので、おそらく第四種郵便物より安い料金の場合もあることを考慮して検討する必要がある。 - 政策的低廉料金を小規模学会を存続させるために維持することは説明が苦しいと思う。	

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(学術刊行物)

4. 利用状況等に関する現状・見直し		文部科学省からの回答
三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	総務省より協力学術研究団体の指定を行い、「学会名鑑」を管理・運営し、当該事項を直接把握できる立場にある日本学術会議に照会する必要あり。
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	総務省より当該事項を直接把握できる立場にある日本郵便株式会社(以下「日本郵便」)に照会する必要あり。
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	総務省より当該事項を直接把握できる立場にある日本郵便株式会社に照会する必要あり。
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	総務省より当該事項を直接把握できる立場にある日本郵便株式会社に照会する必要あり。
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	学術情報の流通促進を達成するために必要となる「全体費用及び主な費用項目」の意味するところが不明であるが、その一部を担う科学研究費助成事業の「研究成果公開促進費(国際情報発信強化)」においては、研究者の研究成果を発表する媒体による国際情報発信力を強化する取組に対する助成として、平成28年度には3億8,430万円を計上している。 【平成28年10月17日「現状と課題」に関するWG資料2-1 8頁参照】
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	(ある学会の例) 刊行費用(印刷・製本等)4,294千円、郵便費用(第4種郵便利用)841千円 郵便費用/刊行費用 = 19.6% 【平成29年1月24日 文部科学省説明資料5頁参照】
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して課せられている支援措置(あれば記載)	・科学技術振興機構(JST)による電子ジャーナルを刊行・流通させるプラットフォームの運営 ・日本学術振興会(JSPS)による科学研究費補助事業「研究成果公開促進費」を通じた助成 【平成29年1月24日 文部科学省説明資料2頁参照】
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	見直しの具体的な内容が不明であることや利用の継続・中止の判断は各学会が行うものであるため、減少率の予測は困難であるが、学術刊行物の発送に係る新たな経費負担が発生させることは、刊行回数の減少など、学術情報の流通に支障を来すこととなる。 【平成29年1月24日 文部科学省説明資料4頁参照】
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	⑧のとおり。
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	具体的な利用者数は把握しておりません。
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	具体的な利用件数は把握しておりません。
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	想定される料金水準の見直し内容が不明であるが、過半の学会が会費収入の減少により、厳しい運営を強いられている現状を踏まえれば、学術刊行物の発送に係る新たな経費負担を発生させることは、刊行回数の減少など、学術情報の流通に支障を来し、イノベーションの源泉となる学術研究の振興を阻害することとなり、結果として国益を損なう恐れがある。 【平成29年1月24日 文部科学省説明資料4頁参照】

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(心身障害者用低料第三種及び点字・特定録音物等)

1. 制度の意義等(厚生労働省)	
(妥当性・必要性) - 心身障害者用低料第三種郵便物については、創設当初は、障害者基本法第23条の障害者等の経済的負担の軽減を踏まえ、第三種郵便物より低料な利用料としての措置が行われていたものと思われ、障害者が円滑に情報を取得するためには、国及び地方公共団体の情報提供の他、障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要なものとなっており、これに一定の配慮をして頂くことは重要である。 (利用者ニーズ) - 利用者のニーズについては、障害当事者や総務省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの低料金(ないし無料)による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識。	
2. ヒアリングにおける厚生労働省の主な意見	
(厚生労働省における予算措置等について) - 財務省に予算要求することは可能だと思うが、昨今では、新しい事業を組み込むのが難しい。 - 検討会の場で、心身障害者向け低料第三種や第四種については全て国でやるべきという結論となれば、厚生労働省でも検討しなければならないと思うが、まずは制度の維持をお願いしたい。 (ICT化への支援について) - スキルの向上を支援する事業はあるが、音声データをダウンロードできる特殊な機械、点字を音声データ化する装置は高額であり、全ての障害者が買いそろえるのは難しい。 (料金を見直すこととなった場合の影響について) - 障害者団体との協議の場で様々な意見を聞いており、第四種郵便物をなくすとそのインパクトは大きい。 - 障害者にとって本当に有意義な制度だと考えている。	
3. 委員のこれまでの主な意見	
- 心身障害者用サービスには無視できない需要が引き続きあり、それには答えていくべきだと思う。 - 障害者は情報弱者が多くなりがちのため、意義のある制度だと思う。 - ニーズが存在する点は異論がないと思う。	

第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(心身障害者用低料第三種及び点字・特定録音物等)

4. 利用状況等に関する現状・見直し		厚生労働省からの回答
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	【発送側】 点字図書館73施設、点字出版施設11施設 【受取側】不明
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	不明
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	第三種(154百万通) 第四種(特定録音物528千通、点字2,182千通) ※いずれもH27年度(WG資料より)
	④1者当たりの平均利用件数(※発送側、受取側)	不明
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	不明
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	不明
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	無
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	不明
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	不明
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	不明
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	不明
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	料金水準が引き上げられた場合、障害者団体の運営に影響が生じ、ひいては障害者に対する情報保障が後退する恐れがある。

参考資料

1 開催要綱

「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」開催要綱

1 目 的

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）及び日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）が責務を負っている郵政事業のユニバーサルサービスの確保については、平成 27 年 9 月の情報通信審議会答申において中長期的に検討すべき方策が示された。

また、平成 27 年 11 月には、日本郵便の持株会社である日本郵政並びに株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式が上場されたことを受け、平成 27 年 12 月の郵政民営化委員会所見では、日本郵政グループに対しては、「行政当局においては、各社の経営努力と市場のチェック機能を信頼し、直接の関与は最小限のものとしていくことが肝要である」とされたところである。

これらを踏まえ、諸外国の状況等も参考にしつつ、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題について検討・整理するとともに、ユニバーサルサービスの経済的基盤の現状を検証するための方法の確立を目指した検討を行うことを目的として、検討会を開催する。

2 名 称

「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」（以下「本検討会」という。）と称する。

3 検 討 内 容

- （１） ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理
- （２） ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題の整理
- （３） ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討
- （４） その他

4 運 営

- （１） 本検討会は、情報流通行政局郵政行政部長の検討会として開催する。
- （２） 本検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- （３） 本検討会には、郵政行政部長があらかじめ指名する座長を置く。
- （４） 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- （５） 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- （６） 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときには座長に代わり本検討会を招集し、主宰する。

- (7) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、必要に応じて、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- (9) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (10) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事等の公開

- (1) 会議及び本検討会の資料については、それぞれ、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合を除き、原則として公開する。
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 開催期間

平成28年7月から1年程度を目途とする。

7 庶務

本検討会の庶務は、情報流通行政局郵政行政部郵便課が、郵政行政部関係課室と連携して行う。

(別紙)

構成員

(敬称略、座長を除き五十音順、肩書きは平成 29 年 6 月時点のもの)

(座長)	村本 孜	成城大学 名誉教授
(座長代理)	井手 秀樹	慶應義塾大学 名誉教授
	大平 展子※	特定非営利活動法人夢未来くんま 副理事長
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	竹内 健蔵	東京女子大学 現代教養学部 教授
	東條 吉純	立教大学 法学部 教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク 代表
	山田 忠史	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授 (工学研究科 都市社会工学専攻 准教授 兼任)
	横田 純子※	特定非営利活動法人素材広場 理事長
	米山 高生	東京経済大学 経営学部 教授

※第 2 回会合から参加。

「現状と課題等に関するワーキンググループ」開催要綱

1 目 的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」（以下「検討会」という。）の下で開催されるワーキンググループとして、ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理等を行うことを目的とする。

2 名 称

本WGは、「現状と課題等に関するワーキンググループ」と称する。

3 検 討 内 容

- （１） ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理
- （２） ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題の整理

4 運 営

- （１） 本WGの構成員は別紙のとおりとする。
- （２） 本WGの主査は、検討会座長が指名する。
- （３） 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- （４） 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- （５） 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- （６） 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （７） 本WGにおいて検討された事項は、主査が取りまとめ、これを検討会に報告する。
- （８） その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事等の公開

- （１） 会議及び本WGの資料については、それぞれ、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合を除き、原則として公開する。
- （２） 本WG終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 開 催 期 間

平成28年7月から1年程度を目途とする。

7 庶 務

本WGの庶務は、情報流通行政局郵政行政部郵便課が、郵政行政部関係課室と連携して行う。

(別紙)

構成員

(敬称略、五十音順、肩書きは平成 29 年 6 月時点のもの)

池田 千鶴	神戸大学大学院 法学研究科 教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長
大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科 教授
大平 展子※	特定非営利活動法人夢未来くんま 副理事長
佐々木 百合	明治学院大学 経済学部 教授
(主査代理) 東條 吉純	立教大学 法学部 教授
(主査) 米山 高生	東京経済大学 経営学部 教授

※第2回会合から参加

「コストの算定手法等に関するワーキンググループ」開催要綱

1 目 的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」（以下「検討会」という。）の下で開催されるワーキンググループとして、ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討を行うことを目的とする。

2 名 称

本WGは、「コストの算定手法等に関するワーキンググループ」と称する。

3 検 討 内 容

ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討

4 運 営

- （１） 本WGの構成員は別紙のとおりとする。
- （２） 本WGの主査は、検討会座長が指名する。
- （３） 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- （４） 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- （５） 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- （６） 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （７） 本WGにおいて検討された事項は、主査が取りまとめ、これを検討会に報告する。
- （８） その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事等の公開

- （１） 会議及び本WGの資料については、それぞれ、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合を除き、原則として公開する。
- （２） 本WG終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 開 催 期 間

平成28年8月から1年程度を目途とする。

7 庶 務

本WGの庶務は、情報流通行政局郵政行政部郵便課が、郵政行政部関係課室と連携して行う。

(別紙)

構成員

(敬称略、五十音順、肩書きは平成 29 年 6 月時点のもの)

	泉本 小夜子	公認会計士
(主査)	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	高橋 賢	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
(主査代理)	竹内 健蔵	東京女子大学 現代教養学部 教授
	山田 忠史	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授 (工学研究科 都市社会工学専攻 准教授 兼任)
	横田 純子※	特定非営利活動法人素材広場 理事長

※第2回会合から参加。

2 開催実績

年月日	親会	現状と課題等に関するWG	コストの算定手法等に関するWG
平成 28 年 7 月	7/25 第 1 回 ○WGの開催 ○検討スケジュール（案）		
		7/29 第 1 回 ○検討スケジュール（案） ○今後の主な検討事項	
8 月			8/2 第 1 回 ○検討スケジュール（案） ○今後の主な検討事項
9 月		9/13 第 2 回 ○我が国及び諸外国の郵便制度の現状 ○日本郵便へのヒアリング	
			9/20 第 2 回【非公開】 ○情報通信審議会におけるユニバ コストの算定の手法
10 月		10/17 第 3 回 ○前回会合での主なご意見 ○政策的低廉料金サービス	
		10/26 第 4 回【非公開】 ○日本郵便へのヒアリング	
			10/28 第 3 回【非公開】 ○諸外国におけるユニバコストの 算定事例 ○日本郵便へのヒアリング
11 月		11/15 第 5 回 ○郵便法に定める認可・届出	
		11/22 第 6 回【非公開】 ○本WGのこれまでの検討状況	
			11/25 第 4 回【非公開】 ○ユニバコストの算定手法の検討 に関する論点
12 月	12/16 第 2 回 ○両WGの検討状況の報告		
平成 29 年 1 月		1/24 第 7 回 ○第三種・第四種に係る関係省庁ヒア リング	
			1/27 第 5 回【非公開】 ○ユニバコスト算定モデルの主な 検討課題

		1/31 第8回 ○第三種・第四種に係る関係省庁ヒアリング	
2月			2/22 第6回【非公開】 ○日本郵便へのヒアリング ○ユニバコスト算定モデルの主な検討課題
3月			3/9 第7回【非公開】 ○ユニバコスト算定モデルの算定方法 ○ユニバコスト算定モデルの主な検討課題
		3/24 第9回 ○地域における郵便局ネットワークの現状	
			3/27 第8回【非公開】 ○ユニバコスト算定モデルの主な検討課題 ○ユニバコスト算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性
4月			4/25 第9回【非公開】 ○これまでの議論の整理
		4/26 第10回 ○政策的低廉料金サービス ○地域における郵便局ネットワークの維持 ○本WGのこれまでの議論	
5月			5/24 第10回 ○これまでの議論の整理（親会への報告資料案）
		5/31 第11回 ○これまでの議論の整理（親会への報告資料案）	
6月	6/13 第3回 ○両WGのこれまでの議論		
	6/27 第4回 ○検討会これまでの議論の整理案		

※議題は主なものを掲載。